

国土審議会推進部会 地域生活圏専門委員会
とりまとめ報告書

地域生活圏

～人口減少社会の処方箋－「人と国土のリデザイン」～

令和7年（2025年）6月

目次

はじめに	4
1. 国土形成の理念と共に助・民主導によるその実現	6
～コラム1～「地域経済循環と Well-being」(松江 英夫 委員)	9
2. 地域生活圏の取組の背景と必要性	13
～コラム2～「なぜ地域生活圏が求められるのか ～二つの転換を目指して～」(宇野 重規 委員)	19
3. 委員会の議論の経緯	21
4. 具体事例	31
(1)地域生活圏における官民連携の取組	31
①共同体(コモンズ)形成型	33
～コラム3～「ミーツ×コープさっぽろ」(成田 智哉 委員)	34
②地場企業牽引型	40
③産業イノベーション創出型	44
(2)地域生活圏の事業等を支える取組(ファイナンスやプロフェッショナル人材の地方への環流)	50
①ファイナンス	50
②プロフェッショナル人材	53
(3)具体事例から見えた共通項	55
5. 先進事例にみる地域生活圏形成に必要な要件	57
(1)地域生活圏の捉え方	57
(2)地域の構想(ビジョン)と「場」づくり	57
(3)事業の実施主体・事業計画	58
(4)事業に対する国及び自治体の評価	58
～コラム4～「地域生活圏における拠点(場・施設)のあり方」(神田 佑亮 委員)	60
～コラム5～「地域生活圏における合意形成プロセス」(水谷 香織 委員)	61
(5)ローカルマネジメント法人への支援の枠組み等	62
～コラム6～「地域生活圏の取組を支えるファイナンスと地域金融機関への期待」(原田 文代 委員)	64
～コラム7～「地域生活圏と関係人口、都市と農村部の一体的圏域形成」(田中 輝美 委員)	66
～コラム8～「地域生活圏におけるデジタル活用」(櫻井 美穂子 委員)	69
(6)「地域力を活かす」国土形成の理念の再構築(リデザイン)とその実践	70
＜参考＞「地域生活圏と地域循環共生圏創造のプロセスについて」(環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室)	73
＜参考＞「地域生活圏の関係者を巻き込んだ農山漁村の振興」(農林水産省農山村振興局農村計画課農村活性化推進室)	75
＜参考＞「地域の社会課題解決に取り組むローカル・ゼブラ企業の創出・育成について」(中小企業庁経営支援部商業課)	76
～コラム9～「地域生活圏における自治体のあり方」(越 直美 委員)	77
おわりに	78

1

国土審議会 推進部会 地域生活圏専門委員会 委員名簿

4

(◎：委員長)

7 ◎ 石田 東生 筑波大学名誉教授 / 学長特別補佐

9 宇野 重規 東京大学社会科学研究所教授

11 神田 佑亮 崇工業高等専門学校環境都市工学分野教授

13 越 直美 三浦法律事務所弁護士

15 櫻井 美穂子 国際大学国際経営学研究科准教授

17 田中 輝美 島根県立大学准教授 / ローカルジャーナリスト

19 成田 智哉 ミーツ株式会社代表取締役社長 / 生活協同組合コープさっぽろ組織本部地域政策室室長

21 羽藤 英二 東京大学大学院工学系研究科教授

23 原田 文代 株式会社日本政策投資銀行常務執行役員

25 松江 英夫 社会構想大学院大学教授 / 経済同友会幹事 / デロイトトーマツグループ執行役

27 水谷 香織 名古屋学院大学現代社会学部准教授 / パブリック・ハーツ株式会社代表取締役

29 (50 音順、敬称略)

30

1 はじめに

2
3 石田東生（筑波大学・名誉教授）
4
5

6 「地域生活圏は、地域における多種多様なコミュニティがその機能を十全に發揮し、
7 連携・協働しながら新しい地域社会を形成する原単位である。」本専門委員会はそう
8 位置付けた。

9
10 地域生活圏は第三次国土形成計画（全国計画、令和5年7月28日閣議決定）に示
11 された「時代の重大な岐路に立つ国土」という認識の下、国土を構成する原単位と
12 して位置付けられている。本専門委員会では地域生活圏の形成を促進するために講ずべき
13 施策のあり方について調査、議論することを任務として設置され、令和6年10月
14 から令和7年5月にかけて精力的に検討を行ってきた。新しい地域生活圏に関する議
15 論の方法も当然ながら新しいものであった。検討は委員による自らの実践報告を通じ
16 た問題意識の紹介、これまでの国土審議会等で取り上げられた全国の先進事例の紹介
17 を出発点として議論し、不足する部分に関しては委員からの要請と推薦によって新たな
18 WGを柔軟、機動的に設置して検討の範囲を広げ、深度を深めた。一風変わった報
19 告書の構成はこのプロセスと特長を反映している。

20
21 本報告書は、この間に地域生活圏の議論に携わった識者の発言だけでなく、様々な
22 挑戦実例の調査や直接的意見交換を通して知り得た国民の想いや希望を詰め込んだ
23 集大成である。いやそればかりではなく、全国総合開発計画（昭和37年10月5日閣
24 議決定）以降の国土政策の歴史を紐解けば、これまで数々の先達たちが時代の変遷と
25 ともに築いてきた礎の上に立っていることを実感せざるを得ない。

26
27 新全国総合開発計画（昭和44年5月30日閣議決定）では「魅力ある広域生活圏の
28 形成」を掲げ、第三次全国総合開発計画（昭和52年11月4日閣議決定）では「定住
29 構想」を掲げ、全国で200～300の「定住圏」を構想し、自然環境、生活環境、生産環
30 境を総合的に整備していく上で一体性を有していることなどを選定要件としたモデ
31 ル定住圏として44圏域が指定された。その後、第四次全国総合開発計画（昭和62年
32 6月30日閣議決定）においては、多極分散型国土を掲げたが、それは生活の圏域（「定
33 住圏」）を基礎的な単位とし、中心となる都市の規模、機能に応じて定住圏を越えて広
34 がる広域的な圏域で構成されるとされた。

35
36 ここからはさらに個人的観察が強くなるが、熟議を重ねた上で策定された国土計画
37 であるものの、必ずしもすべてが成功裏に課題を解決し、政策が実現しているとは言

1 えない。東京への一極集中は加速化しつつあるし、人口減少と超高齢化の更なる進展
2 によって存続に危険信号が点灯している地域もその数を増してきている。そのような
3 中で、国土政策、国土形成計画への社会的信頼と期待が薄れていっているようにも感
4 じるのは私だけではないと思う。

5

6 専門委員会における議論の中心は、地域生活圏の具体的姿の描出とともに、その実
7 現に向けての基本的考え方の整理と地域生活圏の実現を可能にする方策の展開であ
8 った。地域生活圏の意味ある実現により日々の暮らしや地域経済と国土政策との距離
9 を短くし、国土政策に力を取り戻し、日本を良くしたい想いは委員と事務局に共有さ
10 れていたと思う。

11 我々の提言が実行され、日本が津々浦々から良くなることを強く願うものであるが、
12 そのためには数々の改革、法制度改革、ビジネス慣習の改革、そして何より国民の理
13 解と共感の獲得、そして受容性と行動変容の実現など今後取り組むべき課題も多い。
14 かなりの割合の地域において、持続性や将来性の喪失が急速に進展する中、この取組
15 には圧倒的なスピード感が必要である。幸い、本報告書でも紹介したが、新しい挑戦
16 や新しい技術の適用が既存の枠組みの中で芽吹いてもいる。これらを柔軟に取り入れ
17 る制度や慣習、意識の改革にもスピード感が求められよう。我が国が時代の岐路に立
18 っている今こそ、この大きな挑戦、日本の未来を切り開く挑戦に関係者が尽力される
19 ことを願うものである。

20

1 **1. 国土形成の理念と共助・民主導によるその実現**

2
3 (国土形成の理念)

4 そもそも、現行の第三次国土形成計画（全国計画、令和5年7月28日閣議決定。
5 以下「全国計画」という。）では、巨大災害リスクの切迫、気候危機の深刻化、生物
6 多様性の損失など社会経済状況の大きな変化等による国民の将来に対する不透明
7 感や不安感等を払拭し、若い世代を始めとした国民が未来に希望を持てることを目的
8 として、国土の将来ビジョンを示した。

9 その推進・実装の方策としては、「シームレスな拠点連結型国土」の形成による
10 広域的な機能の分散と連結の強化を図るとともに、日常的な生活のレベルにおいて
11 も、「共」の視点から、①主体の連携（民間の力を最大限活かす官民連携）、②事業
12 の連携（暮らしの各サービス領域の横断的な連携）、③地域の連携（市町村界などの行政区域にとらわれない広域化）などの新たな発想による地域マネジメントの構築を通じて持続可能な生活圏の再構築を図ることを目指すこととしている。

13 その上で、具体的にはこの重層的な国土構造・地域構造として、

14 第1層：日本海側・太平洋側二面活用等による「全国的な回廊ネットワーク」や
15 三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成といった「都道府県を越える
16 広域圏」

17 第2層：地方の中核都市を核とした圏域

18 第3層：小さな拠点を核とした圏域

19 という3層構造の国土構造を掲げ、その形成を図ることとしている（図1参照）。

20 本報告書はこのうち、第2層及び第3層の一体的圏域の形成に向け、具体的な取組
21 の方針を提示するものである（※）が、これには第1層の「都道府県を越える広域
22 圏」も、第2層及び第3層と機能を相互補完するものであることから、この圏域の
23 構築の方針についても併せて言及している。

24 ※日常的な生活のレベルにおいて持続可能な生活圏を再構築するという観点では、第3層も広
25 義の意味で「地域生活圏」と称することができ、本報告書はその前提で記述している。

26 国土形成計画の根拠法である国土形成計画法は、昭和25年に制定された国土総
27 合開発法を平成17年に抜本改正したものであるが、その改正の際に、国土形成計
28 画の策定プロセスにおいて多様な主体の参画を図るためとして、自治体からの計画
29 提案制度や国民の意見を反映させるためにパブリック・インボルブメントの規定が
30 設けられた。

この流れを受け、改正法に基づき初めて策定された第一次国土形成計画（全国計画、平成20年7月4日閣議決定）では、「『新たな公』を基軸とする地域づくり」を掲げ、国土形成計画に基づく地域づくりに、個人、NPO、企業等の民間主体の参画を求め、第二次国土形成計画（全国計画、平成27年8月14日閣議決定）では、「共助社会づくりにおける多様な主体の役割の拡大・多様化」として、地域づくりにおいては多様な主体による共助社会づくりを進めていくことが課題とされたところである。

第三次となる現行の全国計画では、それまでの二次にわたる国土形成計画における共助社会づくり促進の取組の成果等もあり、全国各地の地域づくりにおいて官民共助の取組の萌芽が見られたことから、国土の刷新に向けた重要テーマの第一として、官民パートナーシップによる地域生活圏の形成を掲げ、これを国土政策の基礎的な単位として位置付けるとともに、その推進主体・体制の考え方として、「民間の力を最大限に活用する取組を更に進化させることも含め、可能な限り地域づくりに貢献する民間主体に様々な活動・サービスを委ねていく民主導の官民連携による地域経営の発想が強く求められる」とされたところであり、本報告書においても、国土づくり・地域づくりにおいて、この「民主導による官民連携の地域経営」の考えが貫かれている。

以上の国土形成計画の理念から導き出される地域生活圏が目指すものとは、＜図2＞に示すように、以下のような取組であると考える。

(共助)

国土全体にわたり、個々人が安心して暮らし続けられる Well-being の向上のためには、「共助」を通じた人と人とのつながりや新たなコミュニティを生み出す関係性の連鎖により将来不安や孤独の解消を図ることが効果的である。

(多種多様なコミュニティの形成)

このためには、従来の「血縁型」や「地縁型」のコミュニティのみならず、コミュニティを下支えする人々の活動にも目を配りつつ、趣味やヘルスケアなどの「テーマ型」の多種多様な新たなコミュニティの“点”が、デジタル技術も駆使しながらテーマ間で複層的につながり合って点から線、線から面のまとまりとなっていく、そうしたあり様を捉えることが必要である。

(地域生活圏は地域社会の原単位)

そうして和集合のように出来上がったこのコミュニティの集合体は、やがて、市町村界を越えて、日常の生活実感や経済活動のまとまりを有する圏域（＝地域生活圏）を覆っていくことを目指す。まさにこのような地域生活圏こそ地域社会の新しい原単位と捉えるべきである。

1 (ローカルマネジメント法人)

2 行政主導により日常生活サービスを提供することのデメリットとしては、行政区
3 域が必ずしも生活や経済の一体性のある圏域と合致していないこと、意思決定に係
4 るスピード感や計画の実行についての柔軟性に欠ける点、自治体職員の人手不足な
5 どにより、分野横断や新領域の事業を捉えることの困難性などが考えられる。

6 これらのデメリットを克服し、地域の日常生活を持続可能にするためにも、今後
7 は、地域生活圏の形成に資する事業については、各種の住民向け生活サービスに関
8 し、需要者目線に立ち、マーケットにおけるニーズをデジタル技術も活用して的確
9 かつ柔軟に捉えることで事業性をもたらす民間ビジネスのメリットを活かす必要
10 がある。民間企業等の発意の下、民間企業等が主導して事業実施を担い、行政はイ
11 ンフラ基盤整備や官民プラットフォームの構築等の支援を担うといったような、こ
12 れまでの官民の役割分担の刷新が必要である。

13 このためには、事業実施の方向性等の意思決定や各サービスに応じた事業実施の
14 主体となる枠組みについても、官民連携によるプラットフォームも活用し、地域資
15 源を活用しながら地域経済循環による地域の稼ぐ力の向上とともに、地域の生活サ
16 ービスを持続的に提供することで社会課題の解決を志向する民間の事業実施主体
17 (=ローカルマネジメント法人)への支援を念頭とした国としての新しい制度設計
18 を検討すべきである。

19 このローカルマネジメント法人の活動の意義としては、官と民、市町村（基礎的
20 自治体）、そして行政による財政支出の単年度主義など、それぞれの境界線を越え
21 ることが期待でき、そのことにより、地域における持続可能な生活サービスの実現
22 につながるものと考えられる。

23 この事業実施主体の総称としてのローカルマネジメント法人の態様は、株式会社、
24 組合からNPO等まで多様であり、自治体参画の有無のあり方も含め、でき得る限り、
25 圏域内の地域に応じた様々なバリエーションや選択肢を許容したものとすること
26 が肝要である。

27 また、スタートアップなどの民間事業者や住民が小さな取組からでも始めやすい
28 環境づくりのため、5年、10年など中長期的な視点をもって、やがてこれらの境界
29 線を越えてローカルマネジメント法人としての取組へと発展していくよう地域で
30 共に育てていくという捉え方も重要である。

31 次章以下では、まず改めて歴史的パースペクティブから地域生活圏の取組の背景
32 と必要性について紐解いた上で、本委員会における議論の展開をたどりながら、全
33 国各地の先進事例とそれらから共通して抽出される地域生活圏形成を実現するた
34 めの要件を見出すため、ある種の類型化を試み、共通する要件・要素を導き出すこ
35 とを試みた。

1 ~コラム1~

2 「地域経済循環と Well-being」

3 (地域生活圏専門委員会 松江 英夫 委員)

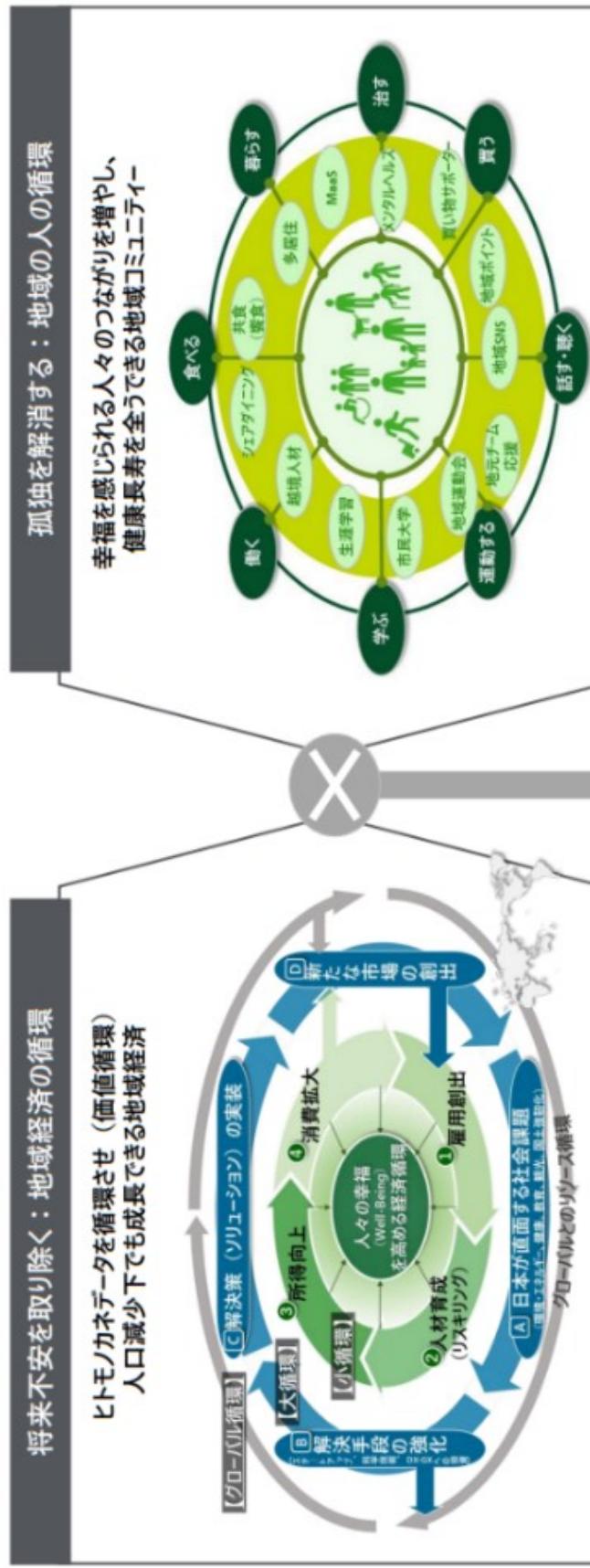
4
5 Well-being とは何か。一般に「肉体的・精神的・社会的に良好な状態」とされるが、健康、社会とのつながり、経済的な豊かさなど包括的な豊かさを意味する。
6 日本は名目 GDP こそ世界第4位の地位にあるが、国連の世界幸福度ランキングにおける主観的幸福度では 51 位にとどまっている。では幸福度のどこに課題があるのか。日本人の幸福感を阻害する根本要因を探ると「将来的な経済不安」と「社会的な孤独・孤立」の2つが浮かび上がってくる。その背景には「コミュニティの変容」がある。高度成長期の日本を支えていた企業の終身雇用や家族のあり方は変容し、多様な働き方や核家族化の流れが進む中で、これから日本には、将来的な経済不安や孤独を解消する“新たなコミュニティ”が問われている。

7
8 そこにおいて、地域生活圏は新たなコミュニティの原単位になり得る。地域を
9 軸に、食や学び、スポーツなど様々なテーマで世代を超えた多層的なつながりを
10 つくり孤独や孤立を解消する、さらに地域内で雇用や所得を生み出せる経済圏を
11 つくることで将来の経済不安を緩和することが求められる。とりわけ、地域内で
12 経済圏をつくる上での重要なコンセプトが「価値循環」である。価値循環とは、
13 「ヒト、モノ、データ、カネの全てのリソースを循環させて、回転と蓄積によつ
14 て付加価値を高める」という人口減少下の日本における成長戦略の新たなアプロ
15 チだ。

16
17 価値循環を地域生活圏に実装し、地域経済循環をつくる上でカギを握るのが
18 「ローカルマネジメント法人」の活用である。官も民も多様なプレイヤーが“共
19 助”のもとに結び付き、中長期的にわたって事業を共にできる枠組みによって、
20 地域内で持続的なつながりをつくることが経済循環の基盤になる。地域生活圏が
21 未来を支える新たなコミュニティとして、日本の Well-being 向上に結びつく未来
22 図に期待したい。

地域生活圏においては、価値循環に基づく地域経済の循環による持続的成長を実現するとともに、地域コミュニティーにおける多層的な人のつながりを創出することで、将来不安と孤独感を解消し、ウェルビーイングの向上に結び付けることが求められる

地域生活圏に求められる2つの役割



ウェルビーイングな社会（楽しい日本）

1 <図1>全国計画が掲げる「重層的な国土構造・地域構造」(圏域のイメージ)



△図2>地域生活圏が目指すべきもの

国土全体にわたり、個々人が安心して暮らしこ続けられるWell-beingの向上を目指す

「**共助**」を通じた人ととのつながりや新たな**コミュニティ**を生み出す**関係性**の連鎖により、将来不安や孤独感を解消

趣味やヘルスケアなど多種多様な「テー**マ型**」の**コミュニティ**が複層的につながり合い、
点から線、線から面へと発展（＝**多種多様なコミュニティの形成**）

日常の生活実感や経済活動のまとまりを有する圏域
＝ **地域生活圏** を地域社会の新しい原単位と捉える

圏域内外の人と経済の循環により、持続的な生活サービスの提供を実行する
ローカルマネジメント法人の活動を支援するための新たな仕組みを検討



ローカルマネジメント法人

- 「社会性」（＝地域課題解決）と「経済性」（＝事業経営や地域経済循環）の両立を図りつつ、日常生活サービスの提供を長期的かつ横断的に担う民間の事業主体等の総称。
- 株式会社から組合・NPOまで形態は多様。
- メンバーシップも様々で、自治体の参画の有無も問わない。
- サービス内容に応じ圏域内で複数の法人が存することもあり得る。
- 主体のリエーションとしては、①「共同体（コモンズ）形態型」
②「地場企業牽引型」③「産業イノベーション創出型」などを想定。

需要者目線に立った長期的な地域経営の視点から、3つの点に着眼
①民間の力を最大限活かす官民連携（＝「主体の連携」）②暮らしの各サービス領域の横断的な連携（＝「事業の連携」）
③市町村界などの行政区域にとらわれない広域化（＝「地域の連集」）

2. 地域生活圏の取組の背景と必要性

現行の第三次国土形成計画（全国計画）において、「人口減少、少子高齢化が加速する地方において、若者世代を始めとした人々の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方の選択肢を広げ、地方の人口減少・流出の流れを変えて、人々が生き生きと安心して暮らし続けていける地域づくり」として、「地域生活圏の形成」が掲げられている。具体的には「地域の文化的・自然的一体性を踏まえつつ、生活・経済の実態に即し、市町村界にとらわれず、官民パートナーシップにより、デジタルを徹底活用しながら、地域公共交通や買い物、医療・福祉・介護、教育等の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される」地域であり、これにより「地域課題の解決を図るとともに、地域固有の自然や風土・景観、文化等を含めた地域資源を活かし、人々を惹きつけるゆとりある豊かで美しい地域の魅力向上を図り、地方への人の流れの創出・拡大につなげる」とされている。

ここで、地域生活圏の形成を国土の刷新の最重要テーマとして掲げた理由を、我が国の社会経済状況の変化から紐解いてみる（図3）。

（集団からの個の解放とその課題）

藩政期の日本は連邦制とも言うべき地方分散型の国家であったが、明治維新、廃藩置県以降、列強に侵略されない強い国家の樹立を目指し、中央集権的な政治主導の下で軍需色の強い重化学工業化が図られ、資源輸入に有利な太平洋岸に四大工業地帯が形成された。太平洋戦争の終結に至るまでのこの時期は、国家という集団が優先された時代で、国家の成長が国民一人ひとりの豊かさにつながると信じられていた。

戦後は“強兵”ではなく“富国”、つまり GDP の成長に豊かさを求めるようになったが、その際に国家に代わり優先されることとなったのが会社という集団である。所属する会社の業績が上がることが自らの豊かさにつながると信じて、ジャパンアズナンバーワンと言われる国になった。国土構造としては、戦後に四大工業地帯が連たんして一軸集中の国土構造（太平洋ベルト地帯）となつたが、その後の経済のサービス化・ソフト化や地方との情報格差等もあり、多くの大企業が東京に本社を置く東京一極集中の国土構造へとさらに集中度を高めていった。

この明治期以降の成長期には、ある種の高揚感があり、また、集団とつながることで安心感も得られていたが、一方で集団の成長が、国民一人ひとりに本当の意味での Well-being をもたらしたかと言えばどうだろうか。後の時代に“ゆとり”が求められたのも、その点への懐疑の表れであろう。

成長期を経て我が国は成熟社会を迎えた。文化面で言えば、映画やアニメ等の映像の世界では冠たる賞を数々獲得し、音楽の分野では昭和のシティポップなど日本の音楽が世界を席巻している。また訪日外国人は東京等の都市部のみならず、地方

1 部にも訪問し新たな魅力を発見するなど、世界の人々にとって日本が“憧れの地”
2 ともなっている。いよいよ国民一人ひとりが集団への追従から解放され、多種多様
3 な新たなコミュニティに主体的に参加すること等により Well-being を向上させる
4 ことができる時代の到来である。しかし、それにもかかわらず、我々は未だに人口
5 増加・成長期の思考から抜けきれないでいる。例えば、中所得者層の可処分所得と
6 基礎支出による分析では、東京都は経済的にみても豊かであるとは言えない状況に
7 ある（資料①）が、特に若者を中心に東京への人口流入が止まらない（資料②）。こ
8 れは、修学や就職を機に、学ぶ機会の多様性や、より魅力的で高い賃金水準の仕事
9 を求めることが大きな理由と考えられるが、東京という集団を唯一のものと考え、
10 それに加われば自分も幸せになれるという、人口増加期の成長思考から脱し切れて
11 いないように見える。また一方で、都会生活では、会社や地縁という集団の力が弱
12 まるにつれて、社会的孤立が問題となり、このことが豊かさを実感できない要因の
13 一つとなっているが、内閣府で実施した「社会意識に関する世論調査」によると、
14 都市規模が大きいほど「地域での付き合いの程度」が低い人が多い（資料③）とい
15 う状況にある。

16
17 （人口減少を踏まえた地域経営の視点の転換～「供給者目線」から「需要者目線」
18 へ～）

19 人口減少による将来に向けた不安も、豊かさを実感できない大きな要因の一つと
20 なっている。例えば 2050 年には、2020 年比で約 2 割の市区町村で人口が半分未満
21 となり、高齢化率も 25 道県で 40% を超えるとされている（資料④）。現在政府等に
22 より人口減少を抑制する取組が精力的に行われているものの、既に長期にわたり低
23 出生率が続いてきた以上、この人口減少の傾向は当面は変わることはなく、これに
24 対する適応策を考えていく必要がある。

25 人口減少の進展により、人手が少なくなることで経済全体の供給能力が低下する
26 （資料⑤）。一方で 65 歳以上の高齢者人口は当面引き続き増加する見通しだが（資
27 料⑥）、免許を返納しても公共交通がなくなると生活できなくなるのではないか等
28 といった不安が高まっている（資料⑦）。このように、高齢者を中心に需要が増加す
29 る中で人口減少が進むと、労働需給が逼迫することになる（資料⑧）。厳しい財政状
30 況にある自治体では、これに対応するため、業務の横断化・複合化を行い、デジタ
31 ルを徹底活用して、職員一人当たり業務密度を上げ、生活サービス提供に係る人材
32 面の効率化・合理化が図らなければならないが、これにも限界がある。

33 そこで重要なのが、「供給者目線」から「需要者目線」への転換である。人口
34 減少社会における地域公共交通や買い物、医療・福祉・介護、教育等の公共性の高
35 いサービスの提供のあり方としては、これまで、サービスの供給側の視点から、
36 分野ごと、自治体ごとの個別最適を図るだけであったが、これでは持続性に限界
37 が生じるおそれがある。そのため、今後は生産者や利用者などサービス需要側の視
38 点に立って、利便性を最適化できるようにしていく必要があるが、そのためには、

1 地域の生活・経済の実態に応じて、広域的・複合的な取組の推進といった観点も含
2 め、効率的・持続的なサービス提供を実現するための官民のパートナーシップの構
3 築が不可欠となってくる。

4 この供給者目線から需要者目線への転換が実現できれば、需要者（国民）としては、より自分の希望に近い財・サービスが提供されることで Well-being が高まり、
5 供給者としても、人口減少による供給制約の克服に向けた対策になるというメリッ
6 トがあるが、この転換は容易ではない。
7

8 具体的には、

9 ① 需要者の行動範囲は 1 自治体にとどまるとは限らないため、ニーズに対応しようとすれば市町村界を越えた連携が必要になるが、供給者が自治体だと、どうしても市町村界で区切られた自治体単位になってしまい、需要者のニーズに応えられない。

10 ② 需要者の行動目的は単一ではないため、その利便性を高めようとすれば事業間
11 の連携を図る必要がある。

12 ③ 需要者からすれば、サービスを誰（例えば官民のいずれか）が提供しているかに
13 関心はなく、むしろバラバラに提供されると不便であるので、類似の事業を行な
14 っている場合には主体間の連携が必要となる。

15 といった難しさがある。また、この需要者目線への転換は、需要者が多く、需要者
16 の日々の移動・行動が多様・複雑であるほど実現が難しいため、大都市よりも地方
17 の中小都市の方が取り組みやすいという特徴がある。

18 このような事業の連携や主体間の連携が実現できれば、供給者側においても、民
19 間同士や民間と行政の連携による生産性向上等のシナジー効果の発現にとどまらず、
20 それぞれの持つ技術や知識を掛け合わせることにより「新結合」が生まれ、需
21 要者にとってこれまでなかった付加価値を持つ新たな商品やサービスが提供され
22 るなど、更なる Well-being の向上につながることが期待される。この意味では、
23 単なる「連携」を超えて、共に価値を創るという意味での「共創」こそ、今求められ
24 ていると言えよう。

25 (一人ひとりの Well-being の向上を目指して)

26 地域生活圏の構想は、このような歴史認識・現状認識の下、社会経済状況の変
27 化に対応し、人口減少社会においても国民一人ひとりの Well-being を高めていく
28 ために必要な、新たな国土構想である。

29 需要者目線に立つためには、多くの人々（需要者）が日常行動している範囲を
30 単位として取り組むことが適切であるため、これを「地域生活圏」として位置付
31 けることとした。

32 地方の中小都市は現在及び将来に向けて、人口減少による需要不足・供給不足に
33 悩まされているが、既に述べたとおり、これらの地域は都市部よりも需要者目線へ
34 の産業構造転換を図りやすい地域である。このため、その先進地域として、地域間・

事業間・主体間の連携と創意工夫（共創）により、生活環境に係る財・サービスの需要に応じた供給による生産性向上と、それによる住民の利便性向上に伴う需要の維持・増加という好循環の形成を図る。加えて、地域に暮らし続けることを可能にする「しごと」の確保や、生活環境サービスの提供の“原資”を稼ぐためにも、地域経済の活性化は必須の課題であり、地域資源を活用した良好な地域経済循環の確立を目指す。さらには、これらを支える社会資本・デジタル公共財¹の整備や、さらに高次でこれを支える第1層の「都道府県を越える広域圏」の形成、地域課題解決を新たなビジネス領域と捉える東京等の資本・人材の地方への環流等を通じて、“暮らし続けることができる地域社会”を実現していく。

全国において、各地域の特色に応じた生活圏が多数形成されることは、多様な価値観を有する国民に対し、多様な生き方・暮らし方の選択肢を提供することになる。実際に、ブロードバンドの普及による情報格差の解消やネット通販の普及による消費行動の変化等もあって、若者を中心に、自然を始めとする環境の豊かさや新たなコミュニティへの主体的な参画等といった心の豊かさを求め、地方に暮らしや関係を求める人も増えてきており、地域生活圏の取組が更なる Well-being への意識改革につながることが期待される。特に、大都市とは異なり、比較的中小の地方都市で展開される地域生活圏の取組には、自らが希望すれば比較的簡易に主体的に参画することも可能であり、失われた“つながり”の再構築や取組実現の達成感等を通じて、“便利”だけではなく、社会的孤立という課題を解決し、“面白い”“楽しい”による Well-being の更なる向上も期待されるところである。

また、このような地域生活圏の取組は、国民一人ひとりの Well-being の向上にとどまらず、暮らし続けることができる地域の実現を通じて、地域経済の担い手不足や事業継承の課題、空き地・空きビル・空き家の増加、コミュニティを重視したまちづくり、人口減少下での国土の維持・保全等といった社会的課題にも処方箋となり得るものである。資料⑨では、新潟県の地域振興局単位で地域生活圏の取組を実施した場合のイメージと人口カバー率を提示しているが、このような取組により全国各地で住み続けることができる地域社会が形成されれば、国土の有効利用や維持・保全上の観点からも望ましく、地方で「稼げる仕事がある」「豊かな暮らしができる」ということになれば、地方から東京への人の流れを逆流又は地方に定着させることができる。以上を踏まえると、地域生活圏の形成を中心とするこの新たな国土構想は、150年続いた東京一極集中型の国土構造から、再び地方分散型の国土構造への転換を図ろうとするものであると言える。

(関係人口・二地域居住の必要性)

地方の急激な人口減少により、関係人口、中でも令和6年に閣連法が制定された二地域居住への関心が高まっているが、これらは、人手不足に悩む地域の担い手と

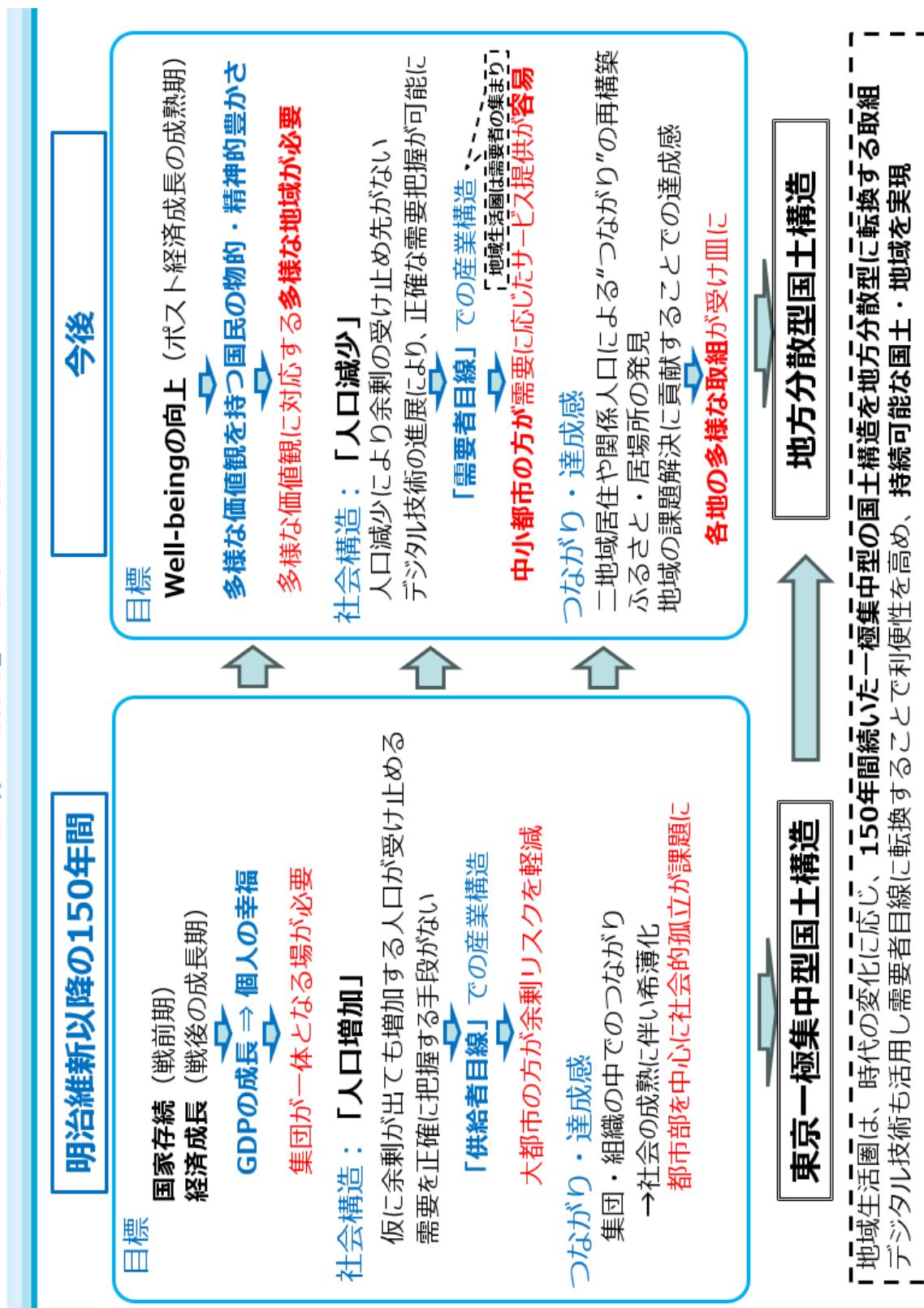
¹ 広い分野にわたって共通に必要とされる機能を持った、オープンもしくは共有できるデータ、オープンソフトなどを指す。

1 しての役割や消費需要をもたらすのみならず、地域に創意工夫の新たな風をもたら
2 す共創の主体であるとともに、取組参加による達成感も含め個人としても Well-
3 being を高めることができるという、取り組む個人と地域社会の間で win-win の関
4 係を構築できる貴重な存在である。このような視点に立ち、地方分散型の国土構造
5 への転換を目指して、地域生活圏の取組と一体となってその促進を図っていく必要
6 がある。

7

<図3> 社会経済状況の変化

「地域生活圏」の取組の背景



1 ~コラム2~

2 「なぜ地域生活圏が求められるのか ～二つの転換を目指して～」

3 (地域生活圏専門委員会 宇野 重規 委員)

4
5 なぜ、いま地域生活圏なのか。振り返れば、いわゆる「平成の大合併」により、
6 自治体は広域化し、その行財政基盤も強化されているはずである。また地域の連
7 携の拠点となる都市の整備も進みつつある。それではなぜ、ここであえて地域生
8 活圏を強調するのか。そこには日本社会をめぐる大きな変化に対する我々の問題
9 意識がある。

10 何より重要なのは、人口減少が進む中、我々はますます「制度」から「機能」
11 へと思考の基軸を移動する段階に達しつつある、という現状認識である。経済が
12 成長し、人口が増大する局面においては、全体のパイを拡大すると同時に、成長
13 の果実を公平に再配分することが課題となる。そのためには明確な指標を持つ、
14 統一的な制度が不可欠であり、実際、そのような制度が機能してきた。しかしな
15 がら今日、地域ごとに置かれた状況は多様であり、それを一つの尺度で割り切り、
16 全国一律の仕組みで対応することはますます難しくなっている。さらに少子高齢
17 化の急速な進行は地域のエネルギーを奪い、制度変更それ自体に、これ以上大き
18 な時間を割くだけの余力は残していない。既に多くの地域や自治体は、その持て
19 る力を限界まで利活用し、これ以上の努力を求めるのは酷な状況になっているこ
20 とを正面から認めるべきである。

21 そうであれば、我々は自治体の壁を越え、あるいは官民の境界を越えて、地域
22 において求められているニーズに応える仕組みを考えいかなければならない
23 だろう。すべての公共サービスの供給を一つの自治体に押ししつけるのではなく、
24 サービスごとに連携の組み合わせを変化させながら、機能ごとにルールや担い手
25 を組み替えていく。民間の力を借りるべきサービスについては、大胆に官民の壁
26 を乗り越えていくべく、デジタル化を含め、標準化できるところはなるべく標準
27 化して、それぞれの地域の特性を生かしていくべきだろう。自治体という「制度」
28 の壁を越えて、柔軟に「機能」を実現するネットワーク型社会を、今こそ実現し
29 なければならない。そのために我々は今、地域生活圏というアイディアを提示し
30 ている。

31 その際に、もう一つ、重要な転換がある。それが「所有」から「利用」への発
32 想の転換である。現在、日本各地で空き地や空き家が増加し、大きな社会問題に
33 なっている。土地や家屋ばかりでない。所有者不明の山林も増加していて、十分
34 に資源を活用できない状態が恒常化している。災害時などにおいても、所有権の
35 縛りが、迅速な対応を阻んでいるとしばしば指摘される。いずれにおいても問題
36 なのは、「所有」に対する我々の強い思い込みである。なるほど、「所有」は近代
37 法が想定する、憲法上の最大の権利の一つであろう。所有権を尊重することが、
38 あらゆる社会活動の大前提になっていることは改めて言及するまでもない。特に

1 日本人にとって、土地の所有ということが、どれほど重要な意味を持ってきたか
2 について、強調してもしすぎることはない。

3 しかしながら、だからと言って、「所有」という考え方があまりに強すぎて、有
4 効な「利用」を阻んでいる場合においても、やはり同じくそれを尊重すべきなの
5 だろうか。特に人口が減少し、多くの土地や家屋が利用されなくなっている現状
6 においても、「所有」は絶対的な価値であり続けるべきなのだろうか。我々は、

7 「所有」の排他的な思考法を脱却し、より多くの関係者による「利用」を促進す
8 べき時期に達しているのではないかという発想が、地域生活圏というアイディア
9 の背後にはある。地域の有する有益な社会資本・自然資本を利活用しやすくする
10 ためのルールづくり、枠組みづくりが今ほど求められている時代はない。

11 「制度」から「機能」へ、「所有」から「利用」へと大きく舵を切るとき、日本
12 の地域はその輝きを再び取り戻すのではないだろうか。そのための地域生活圏を
13 今こそ考えたい。

14

15

3. 委員会の議論の経緯

2. で述べたような背景の下、第三次国土形成計画において国土の刷新の最重要テーマとして掲げられた地域生活圏について講すべき施策のあり方を調査するため、国土審議会推進部会で、令和6年9月に地域生活圏専門委員会の設置が決定された。

本委員会は、石田東生委員長（筑波大学名誉教授）を始め、学識、首長経験者、戦略コンサルタント、ジャーナリスト、地域づくりの実践者など多種多様なバックグラウンドと経験を持つ全11名の有識者から構成され、令和6年10月から令和7年5月にかけて、約半年強の間に全5回の本会合と2つのWGの会合を重ねてきた。

以下、それぞれの会合における議論の状況の要点を記す（各委員会等の議論の詳細等は【参考資料「地域生活圏専門委員会での主な御意見】を参照）。

〔第1回専門委員会：令和6年10月9日〕

○ 本委員会の初回会合は、各委員自身が実践する取組や問題意識の紹介、これまで国土審議会等で取り上げてきた地域生活圏の先進事例を参考に全国の他地域における実践が可能となる視点で抽出すべき事項等をテーマに行った。

○ 会合では、そもそも地域生活圏の目的、目標設定や価値共有、個々人のライフスタイルや Well-being から生活サービスを持続可能にするための地域経済循環・ファイナンス面など、今後議論を深めるべき事項について幅広い視点から意見交換が行われた。

○ 委員長からは、「これまでの国土政策では稼ぐ力と生活を守る、暮らすことが別々の場で議論されることも多かったが、これからは「稼ぐこと」と「暮らすこと」を同時に考えていく必要がある」との趣旨の問題提起があった。

〔地域経済WG：令和6年11月18日〕

○ 地域の「稼ぐ力」についての委員長の問題提起を始め、第1回委員会でも多くの議論があった生活サービスを持続可能とするための地域経済循環やファイナンスについて、専門的な観点も含めた議論を深めるため、フランスにおけるモビリティ戦略、地方銀行による地域活性化、ローカル・ゼブラ企業²向けのVC（ベンチャーキャピタル）、それぞれの第一線の識者による紹介と委員を交えた意見交換が行われた。

○ ワーキングでは、人口減少の中でも、地域内で経済・ヒト・モノ・コミュニケーションなどを循環させ付加価値を高めていく必要性や、地域における大きな情報のハブとしての地方銀行の役割の再認識、地域外から投資を呼び込むには社会的イン

² 2017年にアメリカで提唱された概念であり、時価総額を重視するユニコーン企業と対比させて、社会課題解決と経済成長の両立を目指す企業を、白黒模様、群れで行動するゼブラ（シマウマ）に例えたもの。

1 パクトをいかに評価・測定して分かりやすく説明していくかが重要ななどの議論が
2 あり、委員間で地域生活圏における地域経済循環の実現に向けたイメージを共有
3 した。

4

5 [第2回専門委員会：令和6年12月4日]

6

7 ○ 会合は、エネルギーの地産地消により持続可能な地域社会の実現を目指す地域
8 新電力会社や、Uターンにより共助型困りごと解決プラットフォームを構築する
9 若手起業家の事例紹介とともに、地域生活圏の実現に必要なビジョン・視点や地
10 域経済循環・ファイナンス・稼ぐ観点等をテーマに議論を行った。

11 ○ この中で、前回の委員会での意見を踏まえ、「地域生活圏形成の目的」について、これまでの国土づくりとは異なる、個人の Well-being からコミュニティ・
12 地域・社会全体へと発展するボトムアップの発想のアプローチが重要であり、人口減少下においても地域の豊かさを守りながら誰もが安心して働き、暮らし続け
13 られる地域を実現し、個人と社会全体の Well-being を向上させることをその目的とすべきであることの認識が共有された。

14 ○ 加えて、「共助」というキーワードは地域生活圏を捉える上で重要な視点であ
15 り、データ連携基盤は将来的な「共助」の土台につながるものであること、協同
16 組合という社会的な非営利組織ならではの地域経営のあり方の追求は着眼に値
17 するという見解が示された。

18 ○ また、地域外からどう稼ぐか、という点も重要であり、地域で生活サービス事業とマネジメントを担う法人にどう考えてもらうかが重要であること、また、政策金融や地方銀行・信用金庫などの地域金融機関が重要な役割を果たすこと、地
19 域は縦に割れる世界ではないため、行政の縦割りの枠を乗り越えていく必要があ
20 ること、などの認識も共有された。

21 ○ さらに、「知の地産地消」を創っていく中で基盤になるのは「人材」であり、地
22 域に根差した人材をどれだけ増やしていくかという点が今後のキーになると
23 の意見や、エネルギーや不動産などの領域のカネをうまく地域内で循環させて財
24 源を安定化させることでより良い人材を各地でシェアしていくことが重要では
25 ないかという意見も出された。

26 ○ 以上の各委員の意見も踏まえ、本会合で認識が共有された地域生活圏に必要な
27 視点について、次回は一つレイヤーを上げて、政府としてどういうような制度設
28 計にするのか、あるいは事業支援につなげていくべきかという議論を行っていく
29 こととなった。

40

41 [人材・コミュニティWG：令和7年1月16日]

42

43 ○ 地域外からの人材の呼び込みを地域経済循環へと結びつける方策の議論を深

1 めるため、移住先の離島をフィールドとして人材研修や出版・地域づくり事業を
2 展開する実践者、地方部で農業課題や女性を取り巻く課題解決に取り組む女性起
3 業家、全国各地の事例に詳しい自律協生型地域づくりのリサーチャーを招へいし、
4 委員との意見交換を行った。

- 5
- 6 ○ ワーキングでは、地域の付加価値労働生産性の向上やアンコンシャスバイアス
7 の改善、次世代へ引き継ぐロジックモデルの重要性や「知の自立」として組織や
8 地域の内外を巻き込んでいくための出番づくりの重要性、二地域居住者の有効活
9 用方策や自助・共助・公助のバランスの重要性、儲けより個人のライフスタイル
10 や楽しく生きることに重きを置く起業家の活用の重要性、コミュニティや文化を
11 大切にすることで若者が地元に戻ってくる傾向があることなどの議論に加え、地
12 域生活圏の形成の参考としては、70 年代のイタリアで導入された共通する社会
13 的、経済的、文化的なアイデンティティをもつ都市と農村のまとまりを意味する
14 「テリトーリオ」の概念が参考になるなどの紹介や意見交換がなされた。

15

16 **[第3回専門委員会：令和7年2月5日]**

- 17
- 18 ○ 会合では、地域が目指すビジョンを掲げ、全国区企業も参画した官民プラット
19 フォームを組成して移動困難や医師・看護師不足、教育機会確保などの社会課題
20 に立ち向かう自治体の首長と、複数市町村にまたがる地方部をフィールドとした
21 産官学が共創した新産業創出プラットフォームづくりに取り組む起業家からの
22 事例紹介とともに、次回の論点整理に向けた検討事項の整理をテーマに意見交換
23 を行った。

24

25 この中で、以下のような意見が出された。

- 26
- 27 ○ 生活サービスの垂直統合や人の多機能化をローカルマネジメント法人あるいは
28 自治体が絡んで考えていき、これを公助としてやるのか、インフラやプラット
29 フォーム、コミュニティを構築する場合の課題をどう解決するかが大事な論点と
30 なる。
- 31
- 32 ○ 自治体がビジョンや計画をつくると時間ばかりかかりうまく行かないことも
33 多いため、特に事業計画については、資金調達をスムーズにするためにも具体的
34 な数字をもとにしたものにする必要があり、民間企業の予算規律の利を活かすこと
35 が重要。
- 36
- 37 ○ 地域の人々のつながりがないとデジタル活用も進まないため、コミュニティと
38 いう視点に加え、地域の信頼をどうつくっていくのかということも重要な視点で
39 あること、一つの自治体が全ての行政サービスを持たなければならないという考

えをブレークスルーして自治体の枠組みを越えた制度化を目指すべき。

○ 大企業の資本をもっと地方に回す視点が重要であり、実証から開発拠点、事業拠点への展開という大企業の志向と、国土計画の思想にもある分散化された拠点がどう機能するかという地域のニーズとをうまくマッチさせられる方策の検討が必要。

○ また、ローカルマネジメント法人のような枠組みにおいて国がやること、自治体がやること、さらには民間がもっとできるようなインセンティブ付けやアクターごとの役割を整理して実行に落とし込むことを議論したいという提案もあった。

○ さらに、官が牽引している地域、民が引っ張っている地域もあれば、民のプレイヤーがいる地域・いない地域など様々なケースがあるので次回はそのあたりを整理して議論すべきとの意見も出された。

以上の意見交換も踏まえ、次回会合では、国土政策、国土形成は一省庁の所掌事務を越えた領域まで踏み込んで議論すべきであると再認識し、人や地域といった物理的な存在を大事にする議論を進めていくことを前提として、地域生活圏形成に資するプラットフォームやローカルマネジメント法人の役割、コミュニティの構築、ソフト・ハードのインフラをどうするかということなども念頭に置きながら、論点整理を行うこととなった。

[第4回専門委員会：令和7年3月19日]

○ 会合では、事務局において実施した全国各地域の民間企業・自治体等へのヒアリングをもとにした地域生活圏の形成に資する事業実施主体の主な分類（次章で詳細を記載）と全国10の実例それぞれの取組の歴史や事業持続化の隘路から導き出される施策の方向性などを提示するとともに、これまでの委員会で議論が進められてきた重要な視点をもとに、地域生活圏の目的や圏域の捉え方、地域におけるビジョンや事業計画、人材・コミュニティ、インフラ、国等の支援策等に区分してそれぞれの論点について議論が行われた。

この中で、論点整理案に沿って、以下のような意見が出された。

(総論)

- ・地域で経済、人、価値が循環する社会の構築やWell-beingの観点が重要。
- ・「共助」が重要である一方で、これまで公助を担ってきた自治体が本来何をする

- べきなのか、また自治体の境界を越える取組に対する方策を考えるべき。
・地域生活圏は圏域の枠組みではなく、サービスごとに圏域の差があつても良い。
・地域外からのカネの呼び込みは国内に限らず、国外からのものも見据えるべき。

(ビジョン・事業計画)

- ・将来構想と事業計画は相互に連関した形で策定する必要がある。
- ・事業計画は、官できっちり整えるものと民でスピード感を持ってつくるものの両立も考えられるのではないか。
- ・プラットフォーム（「場」）は、現地で活動を進める人と、それを後押しする人の組み合わせが必須ではないか。
- ・海外からの視点も大いに参考となるので、全国展開企業だけでなくグローバル企業にもオープンにしていくべきではないか。
- ・自治体の関与については、「これまで公共サービスを担ってきた主体として関わりは必要と考えるもの、それが事業の障壁とならない形とすべき」、「民間が進めたいのに自治体の腰が重く、足を引っ張るようなことにならないようにすべき」、「財源として行政が地域経営主体のクライアントになるような関わり方もあるのではないか」、「自治体が関与しなくとも、行政が提供する公的個人認証のインフラをベースにサービスを提供するべきではないか」などの意見があった。

(人材・コミュニティ)

- ・今後より高齢化が進展する中で、高齢者が活躍できるモデルの提示が重要ではないか。
- ・自治体の公務員も含めて人材の情報提供や派遣を一元的にまとめるプラットフォームを整備することが、国としての重要な役割になるのではないか。
- ・人材の確保に当たっては二地域居住などが個々人の Well-being にもつながるという視点を押し出す必要があるのではないか。
- ・地域生活圏に関する外部企業の人材を呼び込むことで、外部人材の雇用コストを抑えることが可能になるのではないか、そういったことを制度的に後押しすることが重要ではないか。
- ・外部人材が地域に居住することのインセンティブ付与に対するサポートが必要。

(インフラ)

- ・デジタル公共財は地域ごとの差が出るものではないので、国として一元的にプラットフォームをつくるべきではないか。
- ・地域生活圏として共助で社会資本を担うことは有効な手段であり、そのアプローチとしては民間で事業を始めるパターンと、自治体が行っている事業を民営化し、他のサービスとともに提供するパターンの2つが考えられる。

1 (国等の支援)

- 2 • 国は成功事例を横展開するための支援をするべきで、そのためのインセンティブ
3 付与の方策を検討すべき、各省庁で地域生活圏形成の理念に類似した補助事業な
4 どをひとまとめにし、省庁横断で取り組む仕組みを構築すべき。
5 • 地域生活圏として共助が社会資本を担う場合、国としてその提供状況のモニタリ
6 ングをしていく必要がある。
7 • ファイナンスはベンチャー企業の事例が参考になる。ベンチャーキャピタルは資
8 金回収のために人の紹介や事業へのアドバイスも行う。そういういた役割を、地域
9 生活圏では地域金融が担えるのではないか。

10 ○ また、国土形成計画法に国土形成の理念及び地域生活圏の理念を明文化すべき
11 との意見も出された。

14 [第5回専門委員会：令和7年5月28日]

16 ○ 会合では、これまでの専門委員会での議論を踏まえてとりまとめた本報告書案
17 について、成案に向けての議論が行われた。

19 この中で、以下のような意見が出された。

21 (地域生活圏の概念)

- 22 • 地域生活圏は、従来は地方の中核都市を核とした圏域（「第2層」）というイメー
23 ジでいたが、より小さな拠点を核とした圏域（「第3層」）も射程となっており、
24 各圏域の相互補完性の意義などもよく理解できる一方で、イメージが少しばけ
25 た気もある。政策として打ち出す際に、どの圏域のイメージを強調するかは工夫
26 が必要。

28 (ローカルマネジメント法人の意義等)

- 29 • 地域生活圏の形成に資する事業計画は、その場のニーズに柔軟に対応できるデジ
30 タル時代の発想を取り入れることが重要である。こうした観点で、「柔軟性」とい
31 う概念をより言語化すべき。
32 • 地域で何かを始める際のハードルを下げ、「スマールスタートで良い」というメ
33 ッセージと長期的にそれを育てていくという視点が必要。
34 • ローカルマネジメント法人について、「官と民」、「自治体」、「時間軸（単年度では
35 なく中長期）」の3つの境界線を越える存在としての意義を鮮明にすべき。

37 (事業実施主体への支援策などの制度設計)

- 38 • 第5章の「先進事例にみる地域生活圏形成に必要な“ルール”」の“ルール”につ
39 いて、まずは各種の先進事例や政策ニーズを踏まえて制度設計に向けた“要件”

1 を導き出していくことがこの報告書の重要なポイントであるため、“要件”
2 と修正すべきではないか。

- 3 • 地域の地場企業や全国区企業、NPO 法人など様々な民間主体からの意見を聞いて
4 制度設計に取り組むことで、民間事業者が参画しやすい仕組みができる。
5 • 第 5 章に記載されている国等の支援、ファイナンス、人材に関して政策に落とし
6 込むべき内容をできる限り充実させるべき。何が本当のインセンティブになるの
7 ができる限り具体的に示すことで、イメージが湧きやすくなる。
8 • 長期的な事業実施が可能となる視点からの支援や税の軽減策等を検討すべき。
9 • AI や自動運転支援などのテクノロジーを活用する領域は特に、スタートアップを
10 含めた民間事業者が参画しやすくなる仕組みづくりが必要。
11 • 国の政策としていつまでに何を目指すのか、何から始めるのか、将来的な目標な
12 どの「時間軸」を何らか盛り込むべき。
13 • 独自の予算も重要ではあるが、既に様々な省庁の仕組みがあることから、これら
14 をうまく取り込んでパッケージ化していくようなやり方の方が現実的で有効で
15 ある。

16

17 (ファイナンス)

- 18 • 地域で取組を始めようとする人たちに、どういったところにどういう資金調達の
19 方法があるかを分かりやすく説明していくことが必要。
20 • 地方銀行や信用金庫は、資金の出し手というだけでなく、地域づくりのコーディ
21 ネーターやプラットフォームでもあり、地域と一蓮托生の存在であることから、
22 もう少し地域金融機関にフォーカスをあてるべき。
23 • 長期間にわたり地域や地域資源の価値を高めて事業を実施していくためには、地
24 方銀行や株式会社日本政策投資銀行、あるいは民間都市開発機構などが連携した
25 多様な主体によるファンドの創設や、インフラ投資との連携が必要。

26

27 (人材)

- 28 • 人材の「活用」という表現は、都市部と地方部どちらかが一方的に活用する、と
29 いう思想に捉えられてしまうため、双方が win-win となる意味での、「協働」や
30 「共創」といった表現とすべき。
31 • 地域内外からの人材の確保だけでなく、「育成」の視点をより強く打ち出すべき。
32 人口減少社会の中で、社会に参画する人を育てていくという視点が重要。その上
33 で、「コーディネート役」の育成が財源とともにセットになっていく政策が生ま
34 れていくとよい。
35 • 地方における人材は硬直化しがちであるため、人材の流動性や外部性を高めるた
36 めにも地域における高度人材のコミュニティの育成が必要。地方大学などの活用
37 による人材交流プラットフォームの立ち上げも検討すべき。
38 • 地域に長く根差しており地域課題も把握できる地方部の教育・研究機関を中間支

- 1 援組織的に活かしていく方策も検討すべき。
- 2
- 3 以上の意見を踏まえ、報告書案に必要な修正を行い（委員長一任）、国土審議会推進部会に成案として報告することとなった。
- 4

国土審議会推進部会・地域生活圏専門委員会における検討経緯

第3回国土審議会推進部会：令和6年9月3日（火） 9:30～11:00

- #### ・地域生活圏専門委員会の設置について

第1回地域生活圏専門委員会：令和6年10月9日（水） 10:00～12:00

- ・地域生活圏の形成について
 - ・意見交換

地域生活圏専門委員会地域経済WG：令和6年11月18日（月） 10:00～12:00

- #### • 臨時委員からのプレゼンテーション

【臨時委員】

阿座上 陽平 株式会社 Zebras and Company 代表取締役

牧村 和彦 一般財団法人計量計画研究所理事

百崎 浩之 十八親和銀行地域振興部長

(50 音順、敬称略)

第2回地域生活圏専門委員会：令和6年12月4日（水） 10:00～12:00

- ・地域生活圏の形成について
 - ・委員からのプレゼンテーション
 - ・意見交換

【臨時委員】

株式会社中海テレビ放送代表取締役社長 / ローカルエナジー株式会社代表取締役
加藤 典裕

株式会社中海テレビ放送常務取締役 / ローカルエナジー株式会社専務取締役

(50 音順、敬称略)

地域生活圏専門委員会人材・コミュニティWG：令和7年1月16日（木）13:00～15:00

- #### • 臨時委員からのプレゼンテーション

【臨時委員】

阿部 裕志 株式会社風と土と代表取締役

井上 岳一 株式会社日本総合研究所創発戦略センター チーフスペシャリスト

小林 味愛 株式会社陽と人代表取締役

(50 音順、敬称略)

第3回地域生活圏専門委員会：令和7年2月5日（水） 10:00～12:00

- ・地域生活圏の形成について
 - ・事例紹介・プレゼンテーション

- 1 ・事務局説明及び意見交換

2 【臨時委員】

3 白鳥 孝 長野県伊那市長

4 留目 真伸 SUNDRED 株式会社代表取締役社長

5 (50 音順、敬称略)

7 第4回地域生活圏専門委員会：令和7年3月19日（水） 10:00～12:00

- 8 ・地域生活圏の形成に向けた論点について

- 9 ・意見交換

11 第5回地域生活圏専門委員会：令和7年5月28日（水） 10:00～12:00

- 12 ・とりまとめ報告書（案）について

- 13 ・意見交換 委員及び関係機関

15 第4回国土審議会推進部会：令和7年6月13日（金） 10:00～12:00

- 16 ・地域生活圏専門委員会からの報告（とりまとめ報告書）について

1 **4. 具体事例**

2

3 **(1) 地域生活圏における官民連携の取組**

4 全国各地域における官民連携の実例は、地域それぞれの土地柄や特色などにより、
5 その経緯や進展のあり様も多種多様である。その多くをプロジェクトの目的や牽引
6 主体に着眼し俯瞰してみると、各事例に共通するある種の「型」のようなものが浮
7 かび上がってくる。

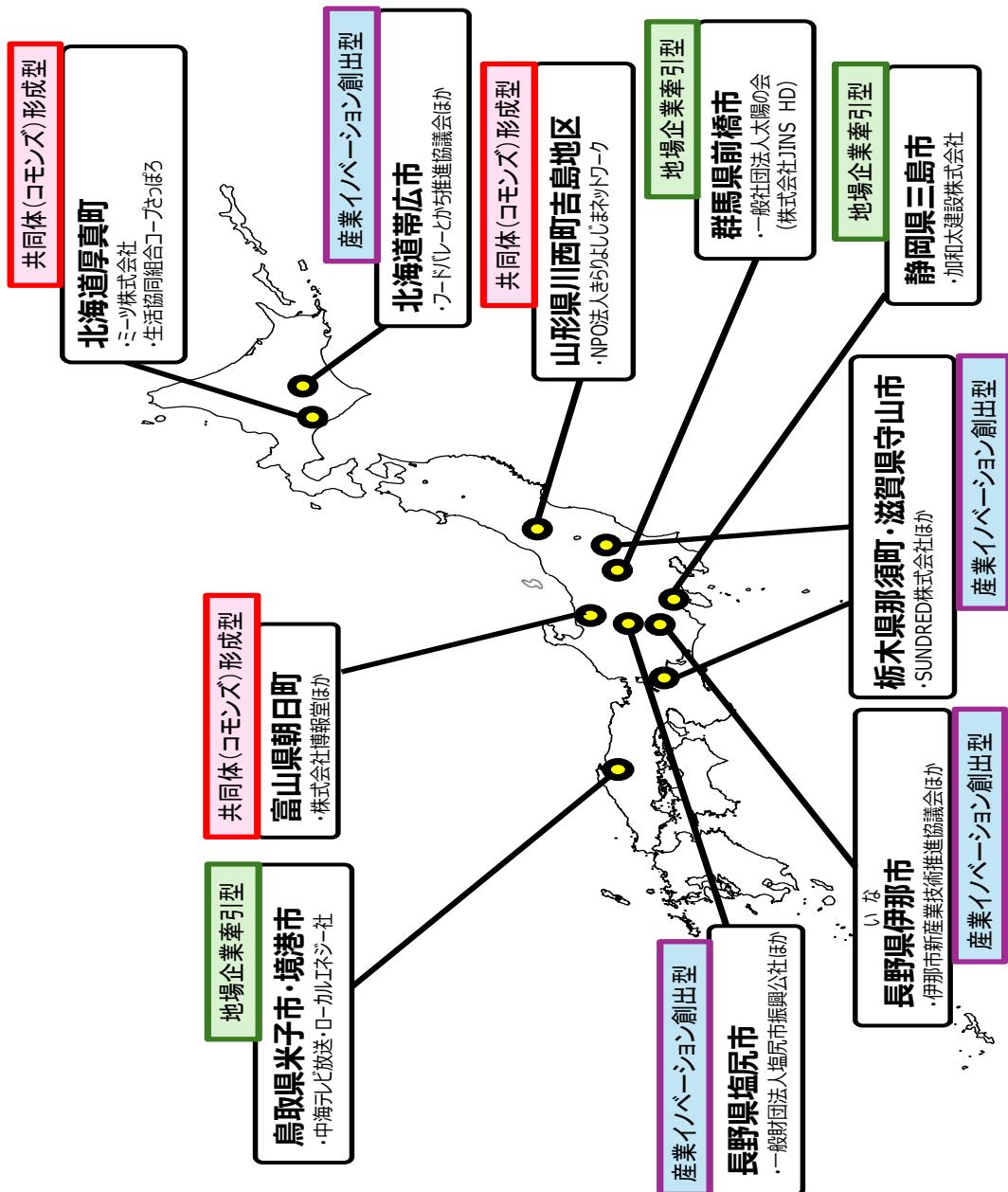
8 もちろん、これ以外にも様々なケース及び分類があり得るが、その事業展開の「型」
9 として、以下の3つに整理することを試みた。

10

- 11 ① 共同体（コモンズ）形成型：「買い物」「移動」「病院・介護」など、地域
12 の困りごとを解決するため、「共助」を通じ
13 て人と人とのつながりを生み出し、地域内
14 のあらゆる人が関わる共同体の構築を志向
- 15 ② 地場企業牽引型 : 地場企業がエネルギーの地産地消や中心市
16 街地空洞化などの社会課題解決と地域経済
17 の活性化の両立を志向
- 18 ③ 産業イノベーション創出型：地域課題を新たな成長軸・事業機会の創出
19 と捉え、産官学等の複層的な関係を通じて、
20 新産業の創出、地域へのサービス還元を志
21 向

22

1 <図4> 地域生活圏を牽引する主体の事例



1 ①共同体（コモンズ）形成型

2 (i) ミーツ株式会社

3 ミーツ株式会社は、北海道厚真町（人口約4千人）を拠点に、地域における共
4 助の仕組みを可視化・機能化する「Meets Community」というデジタルプラット
5 フォームを企画・開発・運営しているローカル・ゼブラ企業である。Uターン起
6 業家である代表・成田智哉氏が、人口減少・高齢化・災害多発といった構造的課
7 題に直面する地域において、既存制度やサービスだけでは補いきれない「住民の
8 暮らしの隙間」を埋める、共助型の仕組みを立ち上げた。

9 このプラットフォームは、単なるマッチングサービスではなく、「日常の困り
10 ごと」や「支え合いの意志」をデータとして集約・分析し、地域の見えざるニーズを明らかにする“共助のインフラ”である。具体的には、住民が抱える様々な
11 困りごと（草刈り、力仕事、病院への送迎など生活雑事や、ちょっととした手助け
12 など）を、LINEや電話を通じて気軽に投稿・相談できる仕組みを設け、その内容
13 をデジタル化。地域内で対応可能な人材（パートナー）とマッチングすることで、
14 地域内での小さな支え合いを促進している。これにより、「制度の隙間にこぼれ
15 落ちる困りごと」を地域内の共助で拾い上げ、地域社会の底力を再構築している。

16 令和6年9月現在、プラットフォームの利用者数は約180名、地域パートナー
17 登録者は約60名にのぼり、高齢者・子育て世帯・単身者など多様な住民層が「受け手」と「担い手」の両方に参加している。特に、従来は支援の“対象者”とされてきた高齢者自身が、自ら担い手側として活動するケースもあり、地域住民の
18 「役割再発見」を促す副次的效果も生まれている。

19 令和5年には、北海道全体で世帯カバー率8割超を誇る生活協同組合コープさ
20 っぽろが同社に出資し、ミーツ株式会社はその関連会社として再編。これにより
21 厚真町単独の取組から道内全体への展開フェーズに移行した。コープが有する組
22 合員番号や宅配データなどの地域インフラと連携し、買い物弱者・配食利用者・
23 単身高齢者といった生活課題を抱える世帯へのアプローチが加速。現場で蓄積さ
24 れる行動データや困りごとデータを起点に、自治体・生活協同組合・地域団体による
25 三者連携の地域づくりモデルを構築しつつある。

26 今後は、複数自治体と連携した広域的な「共助基盤ネットワーク」の形成を視
27 野に入れ、災害対応時の相互支援や、福祉資源の融通、共助ポイント制度など、
28 自治体・民間・住民がともに機能する持続可能な仕組みづくりを推進していく。

1 ~コラム3~

2 「ミーツ×コープさっぽろ」

3 (地域生活圏専門委員会 成田 智哉 委員)

4
5 人口4千人の北海道厚真町で始まった共助型困りごと解決サービス「ミーツ」
6 は、「まちづくり as a Service」として、日常の小さな困りごとを住民同士が助
7 け合う、共助型困りごと解決のマッチングの仕組みである。高齢者の送迎や雪か
8 き、生活支援など、個別のニーズに対してデジタルでつなぐ構造は、単なるマッ
9 チングサービスにとどまらず、住民の“つながり”そのものを再設計する社会イ
10 ンフラとして機能できるようにチャレンジをしている。

11 令和5年には道内200万世帯超のネットワークを持つ生活協同組合コープさ
12 っぽろと提携。コープさっぽろの取組・見守り機能とミーツの仕組みが融合する
13 ことで、地域住民・企業・行政が境界を越えてゆるやかに連携する「共助・共創
14 型の地域生活圏」の形成が加速しつつある。この実践は、生活に必要な支援を地
15 域の中でセミパブリック領域から挑戦する“共助型の社会保障”モデルとも言え
16 る。そして、アナログ領域のデジタル化ということで、ある意味GAFAが持つ
17 ていないデータを地域密着型×デジタルで獲得することで、ソーシャルキャピタ
18 ルの可視化や地域の困りごとデータの可視化によりインパクトある地域のパブ
19 リックな側面に資するEBPMな取組が可能となる。DXの2乗という「泥臭い×デ
20 ジタルトランスフォーメーション」の推進である。

21 本取組の本質は、「助ける／助けられる」の境界を曖昧にしながら、人と人が
22 日常の中で支え合う文化を再生する点にある。そしてその仕組みは、他地域にも
23 展開可能な“共助のOS=デジタル公共財”に資する可能性を持っている。現在の
24 ところ、行政としても厚生労働省や総務省、国土交通省や経済産業省を横断する
25 取組としてピンポイントな制度設計にはなりにくいが、地域は全てがつながって
26 いるため、共通仕様によるプラットフォームの整備、自治体間・官民間のデータ
27 連携、制度化された“共創の場”といった条件が揃えば、全国各地に同様のエコ
28 システムを展開可能となる可能性もある。

29 制度や財政、規制を横断する支援スキームの整備を通じて、住民自治を推進した
30 住民起点の「地域の可能性」を引き出し、新たな官民連携や住民自治を行うこ
31 とができる。このモデルは、人口減少社会の処方箋であり、次世代の地域政策の
32 中核にしていきたい。

■ミーツ事業のサービス概要

- LINEを活用したプラットフォームにより住民共助型の困りごと解決をマッチングするサービス



■コープさっぽろとの連携、関連会社化

- 課題が多い北海道に根差して地域課題解決をねらうコープさっぽろと連携し、北海道から地域に貢献、そして全国へ

【「共助資本主義」最先端 !?】コープ×ミーツで創り出す、「協同組合」×「共助型プラットフォーム」の未来へ。



1 (ii) 特定非営利活動法人きらりよじまネットワーク

2 山形県川西町（人口 1.3 万人）では、平成 14 年に町の財政難から公民館の「公
3 設民営化」が検討されるに至った。他方、同町に 7 つあった公民館の地区の一つ
4 「吉島地区（人口約 2 千人）」では、地区内の各自治会等の温度差や危機感の希薄
5 化、様々な事業の休止・縮小、参加者の固定化など、組織の形骸化が進んでいた。
6 同地区では、社会教育法に基づく公民館が民間委託されるなら、社会教育よりも
7 少し対象範囲が広く、市民の相互交流や文化の向上等を目的として設置されるコ
8 ミュニティセンターを地域住民主体で運営した方が地域課題解決につながるとして
9 町に提案。同案が採択され、同地区の運営主体となったのが特定非営利活動
10 法人きらりよじまネットワーク（以下「きらり」という。）である。

11 「きらり」は、人口減少・高齢化が進む中で地域づくりを進めるため、従来の
12 各組織の縦割りの排除により地域の合意形成や実行機能の迅速・効率化を目指し、
13 平成 19 年に「一体型地域運営組織³」として立ち上がった。「きらり」には、地区
14 経営の意思決定機関として自治活動の運営責任、計画策定と推進、行政からの交付
15 金等の使途決定権限が与えられている。地域住民主体の合意形成や人材育成などに
16 取り組むほか、人口減少・高齢化に対応するため、100 以上あった従来の取組を
17 集約効率化し、防災、環境衛生、福祉、教育の 4 部会約 50 事業に絞り展開
18 している。

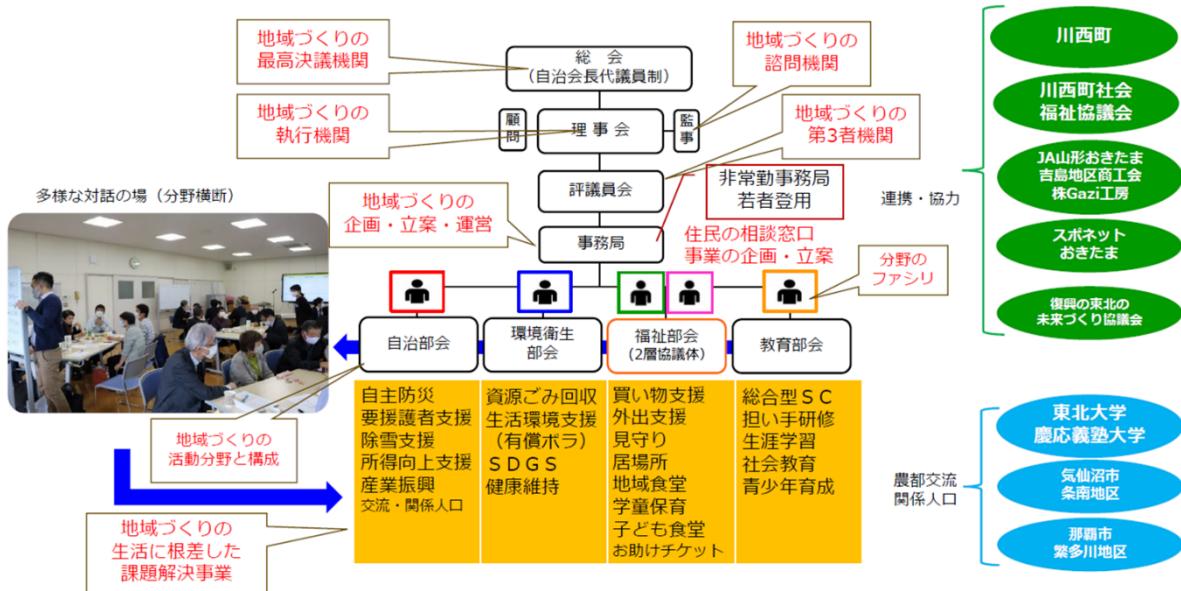
19 組織の持続性を高めるため、財源については、会費や利用料収入をベースに、
20 コミュニティセンターの指定管理料等で大半を安定的に確保。また、人材については、
21 地区内で推薦された地域の若者を教育部会に配属し、OJT で実際の地域活動に
22 参加してもらい地域指導者へ育成する仕組みを構築し、これまでに 30 名が
23 実際に事務局で活躍している。具体事業では、地域住民の多くが関わる農業を活
24 かし、地元農産物を使った地域食堂・こども食堂の運営や移動販売により、高齢
25 者や子どもの暮らしに目配りしつつ、農地の利活用の推進と農家所得の向上にも
26 貢献し、地区の食の魅力発信、都市との交流にもつなげている。

27 今後、人口減少等により役場の公助サービスは低下せざるを得ず、また地域リ
28 ーダーも不足することが想定される。このため、外部の産官学金との連携や二地
29 域居住の推進、指定地域共同活動団体制度⁴の活用等により、外部との接点を増や
30 し地域の結合力を高める中で、ヒトと経済の循環を高め、持続的に暮らしを守れる
31 体制づくりを志向している。

³ 地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。その中でも「一体型」は、協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つ。

⁴ 令和 6 年の地方自治法改正（法第 260 条の 49）により創設された新たな制度で、区域の住民を主たる構成員とする団体又はそれを主たる構成員とする団体について、住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を地域の多様な主体の連携により行うなど、要件を満たしたものについて指定するもの。指定されると、活動資金の助成、情報提供など、市町村からの支援や、市町村から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる。

住民の生活課題を重層的に解決する体制づくり



地域運営組織の形成と持続可能な地域づくりのプロセスデザイン



1 (iii) 富山県朝日町

2 富山県朝日町（人口約1万人）は県最東端に位置する自治体である。公共交通
3 ニーズが高齢化の進展とそれに伴う運転免許返納者数の増加により一層高まる
4 中、既存の公共交通では人口減少と深刻な運転手不足によって十分な移動需要に
5 応えられていなかった。利用ニーズに適した移動手段の確保は、長らく地域の重
6 要課題として位置付けられていた中、株式会社博報堂が同町と連携し、低コスト
7 で持続可能な交通インフラの開発を目指し、住民と構想段階・実装段階から徹底
8 的に対話を重ね、令和3年10月より事業者協力型自家用有償旅客運送⁵の第1号
9 として「ノッカルあさひまち」の運行を開始した。

10 共助型オンデマンド交通サービスから始まった取組は、現在では官民連携体制
11 をベースに、町内普及率80%超のマイナンバーカードを活用した共助共創サー
12 ビス「LoCoPi あさひまち」へとプラットフォーム化している。町内55店舗で利
13 用できる、地域通貨「LoCoPi あさひまちコイン」による町内での経済循環や、地
14 域住民や事業者が先生として放課後に学びの場を提供する、共教育DXサービス
15 「みんなまなび」による共助文化の活性化など領域を拡大している。

16 こうした中で、人口減少・高齢化による担い手不足や、地域事業者の減少等の
17 課題も顕在化している。このため、株式会社博報堂と同町は、将来にわたって豊
18 かな生活環境を提供できる地域運営の基盤をつくるために、官・民・地域共創型
19 の「まちづくり会社」構想の社会実装に新たに着手している。官民に加えて、地
20 元住民・地域コミュニティ、移住者、共助コミュニティ等の「地域」が三者一体
21 となり、公共DXサービスを始めとしたあらゆる地域サービスの効率化・最大化
22 を目指す。

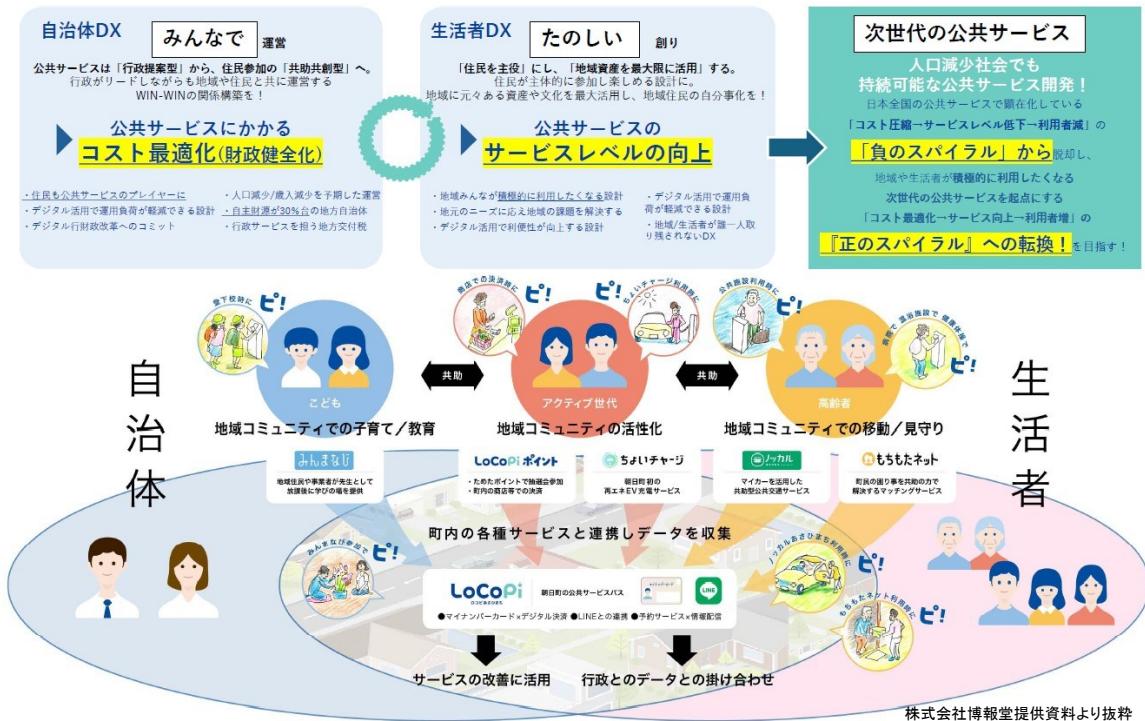
⁵ 市町村等が行う自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）に対し、運行管理や車両の整備管理についてバスやタクシー事業者が協力するもの。

ご近所同士の助け合いの気持ちをカタチにしたマイカー公共交通 マイカー公共交通の日本第一号モデル。延べ3500人以上が利用。



1

富山県朝日町 「自治体」と「生活者」が一体となって推進するサステナブルな町づくり 『みんなでたのしい公共サービス(DX)』



2

1 ②地場企業牽引型

2 (i) ローカルエナジー株式会社

3 鳥取県米子市（人口 14.5 万人）では、ケーブルテレビ会社の経営者（秦野一
4 憲氏）が、「地域の会社が地域の行政と一体となって起業する、経済循環を興すと
5 いうことが地方創生の最大の要」であると考え、米子市等（のちに境港市も出資）
6 と官民連携で出資して（官：民 = 1 : 9）、電力小売事業等を行う「地域新電力会
7 社」を設立した。地域生活や経済活動の源であるエネルギーを地域外に依存して
8 いるという問題意識の下、地域の様々な再生可能エネルギー発電所（太陽光発電
9 所や地熱発電所）から電力を調達し、自社が小売供給する自治体（公共施設）の
10 ほか、ケーブルテレビ会社が有するケーブルテレビ事業等のネットワークを活用
11 して一般家庭・企業に電力を供給することで、エネルギーの地産地消による地域
12 循環や地域活動の活性化を目指している。

13 「事業収益や事業により得た知見・ノウハウの地域還元」という考え方の下、例
14 えば、小中高生への環境教育等にも取り組んでいる。情報通信基盤としての役割
15 を果たすだけでなく、市民生活を支える中核的な存在を目指し、地域の中で新しい
16 ビジネスやサービスを創出している。

17 危機感の共有 ~地域が抱えていた課題~



18 人口の流出 経済の衰退 地球温暖化

19 地域経済活性化

20 気候変動対策
(温室効果ガス排出量の削減 等)

鳥取県の電気代：約1,000億円/年の流出

※ローカルエナジー 設立時試算による。

直面している問題を “ジブンゴト” として考え始めた。

エネルギーの地産地消による地域資金循環



1
2
3 (ii) 加和太建設株式会社
4 加和太建設株式会社は、静岡県三島市（人口約 10.4 万人）に本社を置く総合
5 建設会社である。家業を継ぐ形で 3 代目社長に就任した河田亮一氏が、「地方建
6 設業のあり方を変え地方から日本を元気に」、静岡県東部エリアに「世界が注目
7 する元気なまちをつくる」をビジョンに掲げ、建設業等の本業で得られた収益を、
8 シェアサイクル、コミュニティ拠点、共同社員寮（計画中）の建設など社会的事
9 業に投資することで、地域経済循環と関係人口の拡充に取り組んでいる。

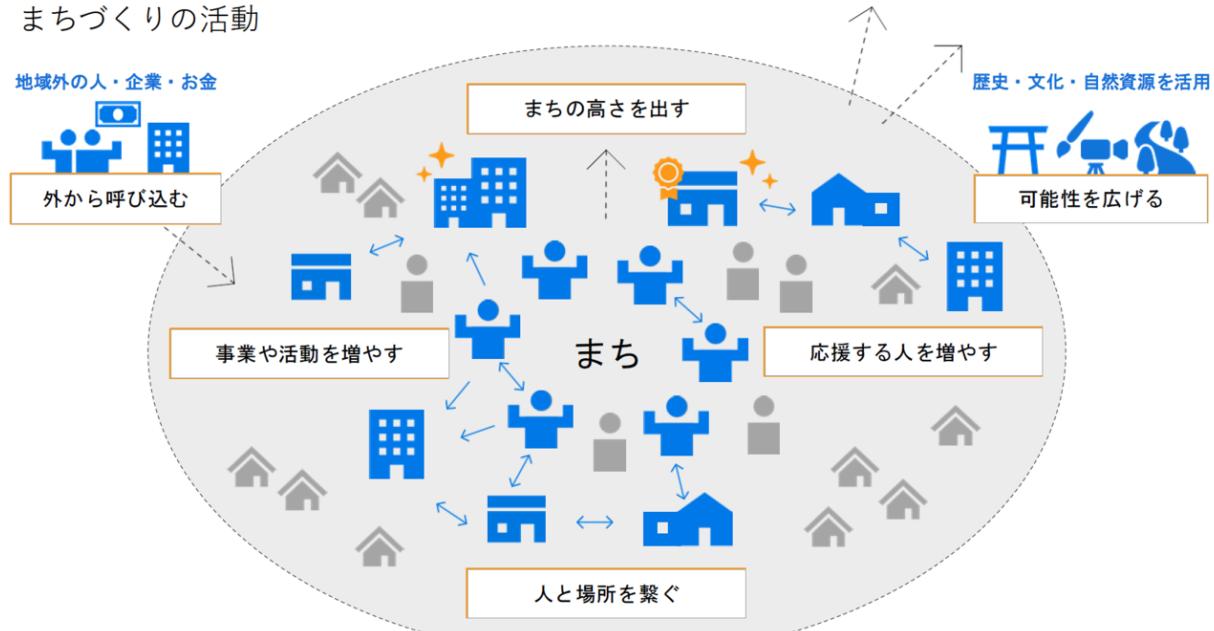
10 具体的には、「人の暮らしを豊かにするコンパクトなまちづくりにはシェアサ
11 イクルは有効な移動手段になるはず」という考えの下、シェアサイクルプラット
12 フォーム「HELLO CYCLING」を活用して、シェアサイクル事業「ハレノヒサイク
13 ル」を発案。三島市を含む静岡県東部地域の行政と連携して、50 以上のステーシ
14 ョンを運営しながら、地域のイベントに出向きクーポンを利用した無料体験会の
15 実施や、自治体と連携してクーポンを発行した利用促進の取組を行うなど、まち
16 の人々にシェアサイクルを知ってもらう取組を行っている。

17 また、廃園となっていた幼稚園をリノベーションし、地域のコミュニティづくり
18 の拠点となる「みしま未来研究所」を開設。NPO 法人「みしまびと」が運営し、
19 理事として河田氏が携わっている。カフェやコワーキングスペースなどを備え、
20 地域の“新しい出会い”が恒常的に生まれる場所として、まちに関わる人の裾野
21 を広げる活動や、まちのリーダーを生み出していくことを目的とした施設となっ
22 ている。

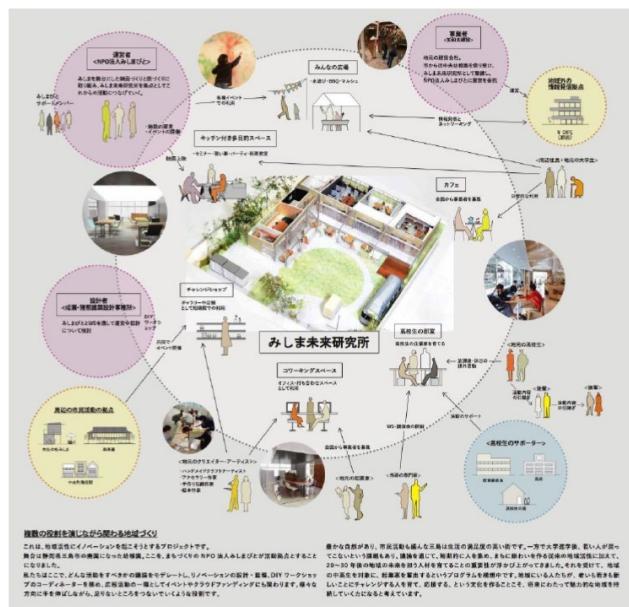
23 まちの中核的な機能となる施設の大型リノベーションとして、元病院だった建

1 物を地元企業が共同で出資する地域の社員寮へのリノベーションを計画してい
2 る。地域企業が一体となって中心市街地に共同で運営する寮を持つことで、若手
3 社員の交流や勉強の場となるだけでなく、共有スペースでは、イベント・セミナ
4 一等を開催し、外部（地域）との交流の促進を図る。なお、本事業は地元企業の
5 まちづくりへの参画を目的として、地元企業の共同出資による事業化を目指して
6 いる。まちの賑わいを持続的に創出するとともに、地域企業が新たな挑戦を繰り
7 返す風土を醸成することで地域経済の好循環を生み出すことを目指す。

まちづくりの活動



コミュニティの拠点づくり



1 (iii) 群馬県前橋市

2 群馬県前橋市（人口約 32.8 万人）は、郊外に投資が流出し、中心市街地が衰
3 退していたところ、JINS ホールディングス代表取締役 CEO の田中仁氏が発起人
4 となり、民間が主体となってまちづくりに取り組むという地方経済活性化のロー
5 ルモデルを目指し、平成 28 年に官民共創による地域再生プラン「前橋ビジョン」
6 を発表した。このビジョンに共鳴し、企業家として地元に貢献したいと考えてい
7 た企業家有志によって「太陽の会」が結成された。前橋市とともにまちのビジョ
8 ン「めぶく。」を策定し、①グランドデザイン（まちの景観に関する事業）、②コ
9 ミュニティデザイン（活性化に寄与するイベントへの支援）、③開業支援（新しい
10 値値を創出する新規開業への支援）、④広報（前橋のできごとを広報する活動）の
11 4 つの事業領域を部会に分けて活動。見返りを求める投資を行っている。市の
12 シンボルとして、岡本太郎作の「太陽の鐘」を誘致したほか、市の中心市街地に
13 位置する馬場川通りの整備に約 3 億円を寄付し、その資金でデザインのあるレン
14 ガ通りに変えた。民間が資金を提供して公共の道路を整備する例は全国的にもな
15 く、前橋市を象徴する 1 つの事例となっている。

16 令和 7 年 1 月より任意団体から一般社団法人へ移行し、法人格を持つことで、
17 より透明性があり多様性あふれる大きなオープンプラットフォームとして進化
18 している。参画企業は、一律で毎年 50 万円をまちづくりのための寄付金として
19 抱出している。

20 「民間資金」で「民間団体」が公共施設を再整備することで、これまで市が主
21 導していた事業についても地域外から前橋に投資をしようという動きが見られ
22 るようになっている。

前橋市アーバンデザイン

2019年9月策定



ビジョンプラン編

<まちづくりの方向性>



都市の利便さと自然と暮らす居心地の良さを
兼ね備えたまちづくり



住、職、商、学といった
複数用途の混在したまちづくり



地域固有の資源を
最大限活用したまちづくり

<まちづくりの指針>

1. まちなかで住み、働く
2. 水や緑の環境でリラックス
3. 徒歩や自転車でまちを回遊
4. 広瀬川や利根川を楽しむ
5. 通りや広場の更なる活用
6. お店の賑わいを外へ
7. 独自の文化を楽しむ
8. ICTや先進技術を活用する

<まちの将来像イメージパース>



前橋市役所HP資料より抜粋

馬場川通りプロジェクト

○前橋市
HAEBASHI CITY



■道路空間の再配分による利活用



公共施設を「民間資金」で「民間団体」が再整備

前橋市役所提供資料より抜粋

③産業イノベーション創出型 (i) SUNDRED 株式会社

外資系企業等の経営経験のある留目真伸氏が、「インターネットでつながる現代社会においては、最終製品が、個々の企業の製品・サービスから『ソリューション(エコシステム)』へとシフトしており、組織の枠を超えた新たな成長領域の創出や理想の未来社会の共創の推進が必要である」という問題認識の下、SUNDRED 株式会社を設立した。新産業共創エコシステムをつくり上げるために、個社を越えてヒト・モノ・カネを新結合させていく産官学民の中間活動体(リビングラボ)を組成し、地域課題解決のためのスタートアップの立ち上げや新事業の創出に取り組んでいる。

栃木県那須町(人口約2.4万人)では、国内最大規模のリビングラボである一般社団法人ナスコンバレー協議会を運営し、理想の未来社会の実現に向けたプロジェクトを推進している。那須地域(那須町・那須塩原市・大田原市)及び栃木県の他自治体と連携し、東京ドーム170個分の広大な私有地を様々なプロジェクトの実証実験のフィールドとして活用している(間伐材を利用したバイオマス発電、植林・CO₂の吸着促進、オフグリッドハウスなど)。

滋賀県守山市(人口約8.5万人)では、一般社団法人co.shigaを設立し、産官学民の対話を通じた「アジェンダ」づくりから、人流データ分析等を活用した地域における交通・移動の課題解決、賑わいの創出、経済活性化等、取り組むべきイニシアティブを特定の上、複数のプロジェクト群(複数のサブプロジェクト

群から構成される)を創出している。

多様なセクターのインターープレナー(各組織の壁を越えて、対話し、新しい目的やそれを実現するためのエコシステムの仮説を行い、それぞれが動かせるアセットを動かしながらその実現に取り組んでいく社会人)が参加することで、リビングラボの活動が活性化している。

参考事例①：ナスコンバレー（栃木県 那須地域）



運営体制・運営方法

- 2021年10月 一般社団法人ナスコンバレー協議会を設立(設立時社員は藤和那須リゾート、ライフル、デジタルホールディングス、SUNDREDから選出)
- 栃木県・那須町・那須塩原市・大田原市と連携
- ゴールド会員(500万円/年)・シルバー会員(300万円/年)・ブロンズ会員(100万円/年)・地域会員(10万円/年)による会費によって事務局運営費用を拠出(企業版ふるさと納税を活用し、企業の実質的な負担を軽減)
- 会員企業約80社
- 会員企業には特別価格での宿泊(ワーケーションプラン)、プロジェクトの相談、プロジェクト創出の伴走支援、各種イベントの優先的案内などのメリットを提供(会員クラスによって変動)

設立の背景、これまでの活動

- 2020年 経産省事業「越境人材(インターープレナー)」を中核とした新産業共創エコシステム構築事業「SUNDRED」が受託し、地域内外の多様なセクターのインターープレナーを那須地域に集めて立ち上げを開始
- 2021年10月 一般社団法人を設立。ナスコンバレー設立記念イベントとあわせて日本最大のスタートアップイベントIVS2021 NASUを開催
- 毎月ミートアップ/ワークショップを開催。地域の課題、自治体の施策、企業・スタートアップのソリューション、アカデミアの研究などを掛け合わせてプロジェクトを連続的に創出



Copyright © SUNDRED Corporation. All Rights Reserved.

プロジェクト

- 現在約50個のプロジェクトが進行中(下記はその一例)



今後の展望

- 企業版ふるさと納税やその他交付金・補助事業等を含む自治体施策との連携が拡大中。企業のみならず、アカデミアからも注目され、日本学術会議若手アカデミーを中心に「未来実装学」の実装が推進されている
- 「国内最大級」だけではなく、産官学民のインターープレナーが活躍し、コレクティブな活動を通じて(大きな)インパクトを創出し続ける、質的にも国内外でのトップクラスの「リビングラボ」への発展を目指す

6

参考事例②：co.shiga（滋賀県）



運営体制・運営方法

- 2024年7月 一般社団法人co.shigaを設立(設立時理事は村田製作所、滋賀銀行、平和堂、しがとせかい、SUNDREDから選出)
- ゴールド会員(100万円/年)・シルバー会員(50万円/年)・地域会員(10万円/年)による会費によって事務局運営費用を拠出
- 会員企業にはプロジェクトの相談、プロジェクト創出の伴走支援、イベントでの優先的な企画・登壇機会、その他イベント等の優先的案内などのメリットを提供
- 地域の若手メンバーを主体にした事務局運営を通じて、市民自縦での共創機会創出から自治体の課題解決、企業間の連携まで、バランスの良いアジェンダ、プロジェクト創出を推進

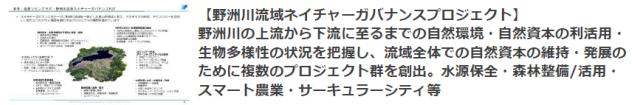
設立の背景、これまでの活動

- 2023年 野洲に拠点を持つ村田製作所が発起人となり、リビングラボ構想の検討を開始
- 複数回のワークショップ、ミートアップおよび、個別の対話を通じて、自治体およびその他多様なセクターのコアメンバーの巻き込み、リビングラボ構想の詳細化、トリガーとなるプロジェクトの検討を推進
- 2024年7月 一般社団法人を設立
- 隔月でイベント(co.shiga.5)を開催。地域の課題、自治体の施策、企業・スタートアップのソリューション、アカデミアの研究などを掛け合わせてプロジェクトの創出を推進



プロジェクト

- 大規模・中規模・小規模のプロジェクトをバランス良く設計し推進



【野洲川流域ネイチャーガバナンスプロジェクト】

野洲川の上流から下流に至るまでの自然環境・自然資本の利活用、生物多様性の状況を把握し、流域全体での自然資本の維持・発展のために複数のプロジェクト群を創出。水源保全・森林整備・活用・スマート農業・サーキュラーシティ等



【データにもとづくまちづくり】

人流データ分析等を活用し、地域における交通・移動の課題解決、にぎわいの創出、経済活性化に向けたディスカッションを行い、取り組むべきイニシアチブを特定の上、複数のプロジェクト群を創出。中山道の再生、商業エリアの活性化、新聞発行とともにナウアリーブランニング等



【教育・子育て・スポーツ・フード・アグリ】

地域企業・地域コミュニティの課題感・活動を共有し支援者等とのマッチングを推進。これまでに「教育」「子育て」「スポーツ」「フード/アグリ」等のテーマでピッチ&マッチングを開催。実践者の活動を集約した骨太プロジェクトの組成も推進

今後の展望

- 隔月のイベントに毎回100名を超える参加者が集まるモメンタムが生まれており、湖南地域(守山・草津・栗東・野洲)を超えた滋賀県全域へ展開予定
- 環境意識の高い地域性を活かし、ネイチャーガバナンスプロジェクトを中心にサーキュラーエコノミー、サーキュラーシティ関連のプロジェクトを固め、「リジェネレーション」「サステナビリティ」の領域におけるトップクラスのリビングラボを目指す

1 (ii) 長野県伊那市

2 長野県伊那市（人口約 6.5 万人）では、民間企業出身の白鳥孝市長が、市の人口減少が予測される中でも、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、新産業技術を活用した地域課題解決の取組を進めている。平成 28 年に官民共創のコンソーシアムとして、伊那市新産業技術推進協議会を設立した。協議会には、シンクタンク、学術機関、企業、関係機関、アドバイザー（国土交通省、林野庁、長野県ほか）が参画し、「伊那に生きる、ここに暮らし続ける」というビジョンを掲げ、各取組を進めている。イニシアティブ、マネジメントはコマツ OB の同協議会長に全面委任することで、コマツのノウハウを生かし徹底した現場主義、KPI 等を活用した事業の進捗管理を実施し、AI 自動配車・乗合サービス（「ぐるっとタクシー」）やデジタルタクシー（「デジタルタクシー管理システム・DTaM」）の普及拡大、ドローン物流サービス（「ゆうあいマーケット」）の導入、モバイルクリニックによる遠隔診療と服薬指導などの事業を展開している。

14 この中で、デジタルタクシーについては、伊那市と民間企業が共同開発したデジタルタクシー管理システム（DTaM）を他の自治体が活用する場合に、技術使用料を收受する仕組みを取り入れることで、事業の採算性の向上を図っている。

17 地域で暮らし続けられる環境の実現やデジタルデバイドの解消、Well-being の推進を図り、儲かる農林業の実現や再生可能エネルギーの普及促進、水・食料・エネルギーの自活化などにより、地域経済循環の仕組みの構築を目指す。

官民協働のコンソーシアム



伊那市新産業技術推進協議会 ～大学 × 企業・団体 × 行政～

[H28.5.11 設置]

経済産業省 地方版 IoT 推進ラボ [H28.7.31 選定]

総務省 地域 IoT 官民ネット [H29.7.11 加盟]

内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省

スマートシティ官民連携プラットフォーム [R1.9.8 登録]

内閣府 SDGs 未来都市 [R3.5.21 選定]

プラチナ構想ネットワーク プラチナシティ [R5.11.6 認定]

- H28～ソリューション構築フェーズ 【開発ベース】
- H30～プラットフォーム確立フェーズ 【実証ベース】
- R02～サービスモデル展開フェーズ 【運用ベース】
- R04～ユーザビリティ向上フェーズ 【推進ベース】
- R06～エンハンスメント遂行フェーズ 【進化ベース】

メンバー構成



- ・知見提供
- ・課題分析
- ・評価検証



[会長]

伊那市政策委員（元コマツ Hensley Industries inc. COO）

[シンクタンク]

三井住友海上火災保険、産業戦略研究所、日建設計総合研究所
産業技術総合研究所、三菱UFJリサーチ&コンサルティング

[学術機関]

信州大学、名古屋大学、東京海洋大学、十文字学園女子大学
長野県南信工科短期大学校、教育情報化推進機構

[企業]

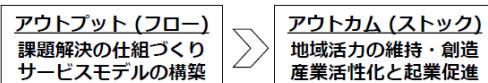
トヨタ車体、沖電気工業、ソフトバンク、川崎重工業、JTB
KOA、タカノ、モネ・テクノロジーズ、KDDI、ゼンリン
丸紅伊那みらいでんき、NTT東日本、JR東日本、インテック
富士通ジャパン、シミックトラスト

[関係機関]

伊那商工会議所、上伊那森林組合、長野県経営者協会
八十二銀行、伊那中央病院、長野県産業振興機構

[アドバイザー]

天竜川上流河川事務所、飯田国道事務所、南信森林管理署
上伊那地域振興局、信越総合通信局、長野運輸支局



IoT × (BD+AI) × RT
= 地域ソリューション + 産業イノベーション





3 (iii) 北海道帯広市

4 北海道帯広市（人口約 15.9 万人）は、豊かな自然に囲まれた十勝平野の中央
5 に位置し、産業・経済、教育・文化、医療・福祉、行政などの広域的な都市機能
6 が集積し、国内有数の食料基地となっている十勝の中核都市である。平成 22 年
7 に民間企業出身の米沢則寿市長が就任し、平成 23 年に十勝圏域の人口定住の促
8 進に向け、帯広市と十勝地域の全 18 町村による「定住自立圏⁶」を形成し、仕事
9 づくりと生活環境の整備を一体的に推進している。また同年、農林漁業団体や商
10 工業団体、大学、金融機関、行政が参画する「フードバレーとかち推進協議会」
11 を設立し、「農林漁業を成長産業にする」「食の価値を創出する」「十勝の魅力を売
12 り込む」の 3 つの展開方策に基づき、地域の強みである食・農・自然を活かした
13 新しい価値づくりを推進している。

14 あわせて、十勝で新たな価値を創造する起業家の育成や仕事の創出を目指し、
15 地域の产学官金による「十勝・イノベーション・エコシステム推進事業」において、
16 事業創発プログラムや人材育成などの取組も進められている。起業家人材の

⁶ 市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPO や企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るために地域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する取組。

1 ビジネスアイディアを官民が一体となって支援することで、事業化や法人化に結
2 びつく事例が生まれている。

3 また、十勝そして道東の農畜産物の価値向上や我が国の食料安全保障への寄与
4 を目的に、北海道内で整備が進む広域交通ネットワークを生かし、食の備蓄・物流拠点の形成に向けた検討が民間を中心に進んでいる。

5 令和6年には、日常生活圏に視点を置き、帯広市、音更町、芽室町及び幕別町
6 の1市3町で「帯広圏デジタル化推進協議会」を設置し、民間シンクタンク、企
7 業、大学の有識者が参画するアドバイザリーボードの助言の下、「帯広圏デジタ
8 ル化推進構想」を策定した。

9 帯広圏では、圏域の一体性や規模感を活かし、経済的に自立する広域都市圏（ロ
10 ーカルハブ）と住民の幸福と利便性を高める地域生活圏（Well-being）の両立を
11 図ることで、十勝の持続的な発展に寄与する活力ある地域づくりを目指している。
12

13



FOOD VALLEY TOKACHI

フードバレーとかち

世界共通の4つの課題

- 食料 ■水
- 環境 ■エネルギー



地域を取り巻く環境

- 経済のグローバル化
- 少子高齢社会の到来



Copyright © 2024 City of Obihiro

地方から日本を変えていく
地域の力をさらに高め、自立したまちづくり

「産業振興の旗印」

フードバレーとかち

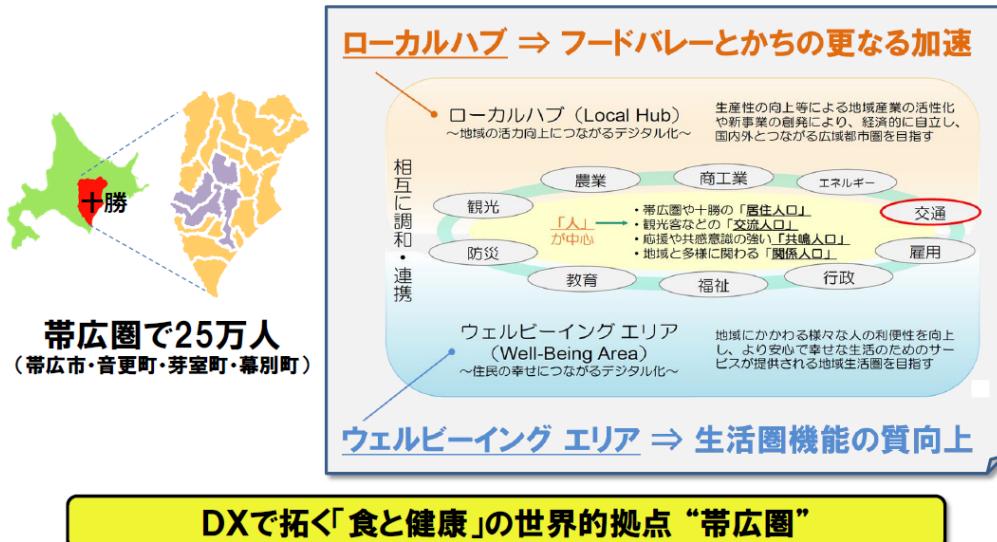
地域の強みである農業を成長させ、
それを基盤とした新たな産業を創出しながら、
世界共通の4つの課題に向けて価値を発信

食の総合产业化

14

帯広圏デジタル化推進構想(令和6年2月)

圏域内の中核的機能の更なる強化・発展へ向け4自治体でデジタル化推進構想を共同策定



Copyright © 2024 City of Obihiro

1

(iv) 長野県塩尻市

長野県塩尻市（人口約 6.5 万人）では、公共交通サービスの不足や、高齢化による事故リスクが懸念される中、自家用車から地域の公共交通サービスへの転換に向けて、交通 DX の取組を開始するとともに、デジタル技術により革新的な都市機能の実装などを目指す DX 戦略を策定した。民間企業等、多様な主体と連携し展開するため、行政が立案する政策を、一般財団法人塩尻市振興公社が実行主体やハブ機能となって取組を進めることで、スピード感を持った官民共創の仕組みが構築されている。

公社では、地域住民の中で働く意欲はあるがフルタイムでの就労が難しい方に、それぞれのライフスタイルに合わせて働ける機会を提供する自営型テレワーク推進事業「KADO」を運営。デジタル人材の育成に寄与しており、自動運転車両の制御に使用する高精度 3 次元地図の作製を受託し、地域住民によって品質と鮮度の高い地図を作製するなど、自動運転サービスを地域人材主体で運行できる体制の確立を目指している。

地域交通最適化に向けた取組（塩尻 MaaS）として、路線バスの利用者数減少、バス運転士不足という課題を解決するため、AI 活用型オンデマンドバスの運行や、自動運転レベル 4 の実証実験、人口減少が進む農山村集落への買い物支援実証などを展開し、塩尻市にとどまらない、「市周辺地域」、「地方中核都市圏」に向けた地方創生ソリューションの確立を目指している。

令和 5 年には、市が先進的に取り組んできた事業で培った産学官のネットワークと共に創ノウハウを総動員し、革新的な都市機能を創出する地域 DX の拠点「core

1 塩尻」を整備。自動運転の実証を始めとした地域 DX プロジェクトの推進や、地
2 域内外の多様な人材が最先端の技術を積極的に活用し挑戦を続ける場として、塩
3 尻市の持続的発展に寄与している。

4 今後は、市の総合計画に掲げる都市像「多彩な暮らし、叶えるまち」の実現に
5 向けて、交通 DX の取組を起点に、幅広い分野に取組を拡張しようとしている。
6



7
8 (2) 地域生活圏の事業等を支える取組（ファイナンスやプロフェッショナル人材の
9 地方への環流）

10 以上のような地域発の官民連携による取組のほか、グローバルな視点・思考で事
11 業展開する企業が地域課題解決にスピード感を持って取り組んでいる事例も見ら
12 れる。こうした事例は、ファイナンスやプロフェッショナル人材の地方への環流と
13 いう点で、地域生活圏の事業を支えることが期待される。

14
15 ①ファイナンス

16
17 (i) 地域創生ファンド（株式会社 LIFULL）

18 住まいや暮らしに関する様々なサービスを展開する株式会社 LIFULL の子会社
19 である、株式会社 LIFULL Investment は、株式会社 LIFULL を始め、賛同企業（上
20 場企業、法人）、金融機関と組合をつくり、不動産や、地方創生・地域活性事業を行
21 う事業者に対しての企業投資など、様々な運用資産への投資を可能としている。

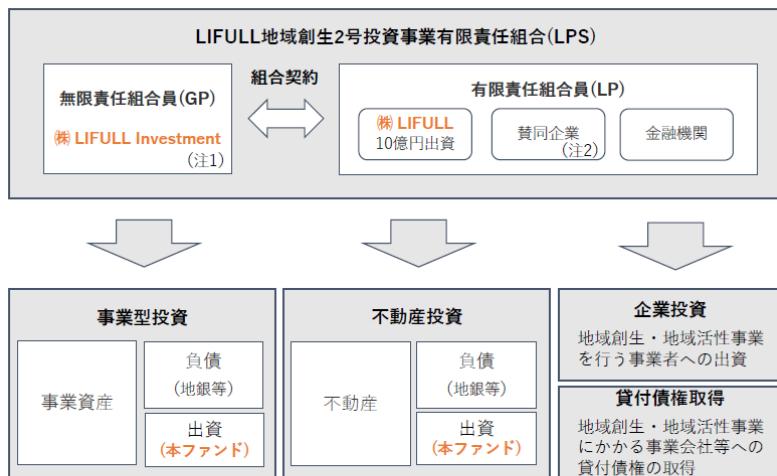
22 投資実績としては、平成 31 年 3 月に、三重県多気町の食・文化・アート・テク
23 ノロジーを集結させた地方創生プロジェクトである大規模商業リゾート施設

1 「VISION」の開発ファイナンスにおけるメザニン・ローン部分に投資し、令和2年
2 12月30日付で満期を迎え、全額弁済を受けている。

3 また、投資をするだけではなく、LIFULLグループの知見（チエ）を提供し、ヒ
4 ト・モノ・カネ・チエの循環が活性化できるような仕組みの構築を目指す。

本ファンドからの投資スキーム

- LPSを活用するファンドは、様々な運用資産への投資が可能となります。



(注1) GPは適格機関投資家等特例業務を届出済みです。

(注2) 上場会社、法人（純資産又は資本金5,000万円以上）、これらの子会社等・関連会社等など

LIFULL地域創生1号ファンド / 投資先 (1)

- 滞在型複合施設VISION（ヴィソン）の開発ファイナンスにおけるメザニンローン投資

株式会社アクアアイグニス（本社：東京都中央区）をはじめとする民間企業が、自治体や三重大学等と提携して、「癒し」と「食」をテーマにして、三重県多気町の東京ドーム24個分の敷地に開発した日本最大級の商業リゾート施設です。

2018年8月に、国交省から全国初のスマートインターチェンジの許可を取得し、伊勢から津方面に向かう伊勢自動車道から施設に直結する出口が設置されています。

LIFULL地域創生1号ファンドは、2019年3月に、本プロジェクトの開発ファイナンスにおけるメザニン・ローンに参加し、2020年12月30日付で全額資金回収をしています。

その後、VISIONは2021年4月29日に第1期がオープンし、同年7月20日に全エリアがグランド・オープンしています（<https://vision.jp/>）。



(ii) ビレッジハウス・マネジメント株式会社

人口減少や高齢化など、日本の労働人口の減少により外国人材が日本の労働力の担い手となる中、不動産の高騰により住宅確保要配慮者への住宅が不足していることや、住宅確保要配慮者の入居に対し、賃貸人の受入体制が不十分であるなど課題があった。米国投資会社のグループ企業であるビレッジハウス・マネジメントは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）が保有する雇用

促進住宅を民間売却した際に、当該ポートフォリオを一括取得し「ビレッジハウス」ヘリブランド、リノベーションしてアフォーダブルな賃貸住宅（誰もが生活の質を保ち、手頃な家賃で安心して長く住み続けられる住宅）を提供している。

住宅を建て替えるのではなく、既存の建物を有効活用し長く使用することで低賃料での提供を実現している。住宅取得時点の稼働率は33%となっていたが、現在では約82%まで上昇しており、地方において高い需要がある。

契約者の属性では、新規契約における外国人の割合は約26%となっており、既存入居とあわせて戸数としては1万戸を超えており。あらゆる業種で人手不足が懸念される中、低賃料住宅の提供を通じて、技能実習生や特定技能を始め多くの外国人労働者の確保に貢献している。受け入れた後の地域との共生が課題となっており、外国人が地域コミュニティに溶け込めるようイベント等を開催するなどの取組も行っている。

13

アフォーダブル住宅とは



アフォーダブル（affordable）とは
「手ごろな価格」「手に入れやすい価格」

当社が提案するアフォーダブル住宅
「誰もが生活の質を保ち、手頃な家賃で安心して長く住み続けられる住宅」

世界の様々な国では「アフォーダブル住宅」の新規供給を取り組んでいます。日本においては主に公営住宅がその役割を担っているが、ビレッジハウスは民間企業としてアフォーダブル住宅を供給しています



多言語対応の強化



生活ルール・マナー啓発のための動画を6言語で制作しています
外国人に人気の忍者キャラクターを用いることで、見てもらいやすい工夫をしています



入居者ルール【日本語】https://www.youtube.com/watch?v=2JZ928C9y_a [youtube.com]
Living Rule Video (Vietnamese): <https://www.youtube.com/watch?v=avewQxTP9U> [youtube.com]
Living Rule Video (Tagalog): <https://www.youtube.com/watch?v=TzVOVvX8E> [youtube.com]
Living Rule Video (Portuguese): <https://www.youtube.com/watch?v=t7ALMwR0> [youtube.com]
Living Rule Video (English): <https://www.youtube.com/watch?v=9RKS-Nnh4k> [youtube.com]
Living Rule Video (Chinese): <https://www.youtube.com/watch?v=BewxH07D64> [youtube.com]

②プロフェッショナル人材

(i) KDDI 株式会社

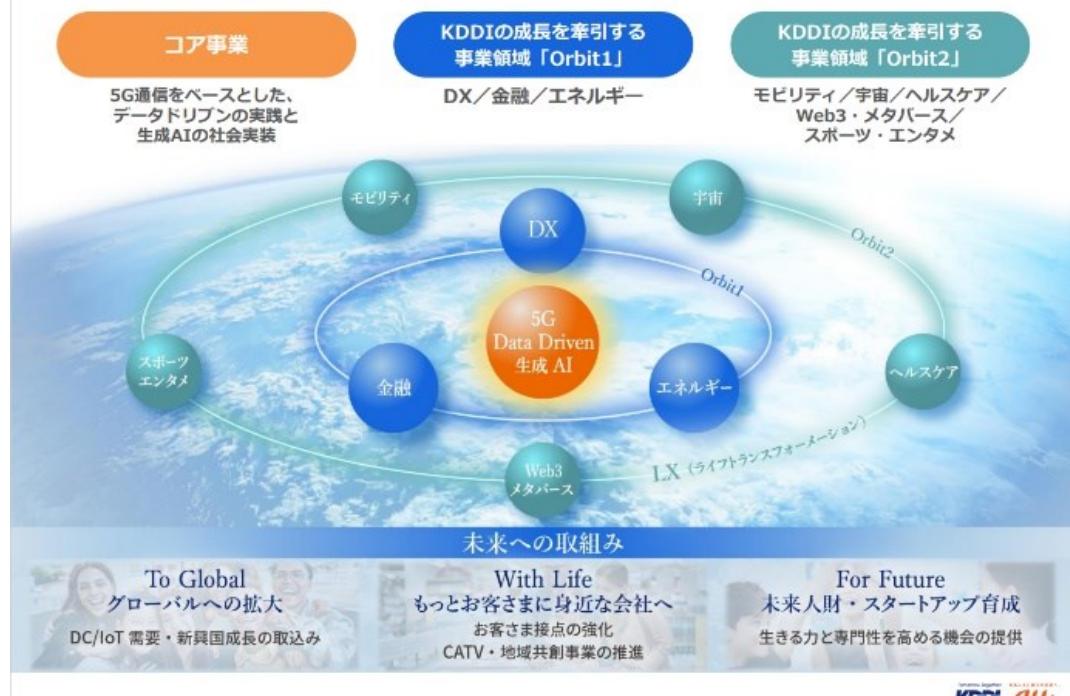
通信大手の KDDI 株式会社は、近年「新サテライトグロース戦略」として、本業の通信を核としつつ、地域共創等の周辺領域に事業を拡大している。

地域共創分野においては、直接的な取組として自治体のまちづくり協議会への参画や、大学、自治体の DX 人材の育成、本業のリソースを活用した中山間地域の通信環境整備などに携わっている。

一方で、KDDI 株式会社として直接取り組める事業領域には限界があり、より広い分野に対する間接的な取組として様々なパートナーとの協業による地域共創にも取り組んでいる。これは全国的な大企業、地域の中核となる団体および課題を解決する主体の三層構造からなる。地域課題を解決する意思と経営資産を持つ大企業が、地域の中核となる地場の経済団体、金融機関、自治体、大学、地域のスタートアップなどに対し、出資や人材派遣を含む支援を行い、大企業からの支援を受けた団体が、地域の課題解決主体に対し伴走支援を行うことで、地域課題の解決につなげるものである。

KDDI 株式会社は、今後の人口減少による市場縮小への対策や、地域企業の成長につながることへの期待、さらには社会課題解決の基礎には本業の通信があるという社会的責任感から地域共創に取り組んでいる。

環境変化に対応した事業戦略「新サテライトグロース戦略」を策定



1 (ii) ソフトバンク株式会社

2 ソフトバンク株式会社は、自社及び提携会社が持つ高度なデジタル技術を活用
3 して地域社会の課題解決に取り組む企業として、DX導入や生成AI活用、デマン
4 ドバス、ローンなど多岐にわたる分野で100を超える自治体と連携協定を締結
5 している。地域ごとの課題やニーズを丁寧にヒアリングした上で、地域と地場企
6 業が協力しつつ、それぞれの特色を生かしながら持続的な活動へと結びつけられ
7 るような提案を行っている。

8 特にDX導入においては、デジタル技術に精通した人材を自治体に出向させて、
9 現状把握から導入、その後のカスタマーケアまでを一貫してサポートすることで、
10 円滑な課題解決を支援している。またDX導入支援だけではなく、自治体職員に
11 対し現場の目線を取り入れたDX研修などを実施することにより、自治体職員の
12 デジタルリテラシー向上や意識改革、組織全体のデジタル化に大きく寄与してい
13 る。



15

16

1 (3) 具体事例から見えた共通項

2
3 これらの具体的な事例からは、地域課題を解決に導くための共通する要件・要素
4 として、以下の①～⑥のことが導き出せる。

5
6 ①住民・地域コミュニティの積極的な参画と「共助」・「共創」文化の醸成

7 サービス利用者だけでなく、地域住民が課題解決の担い手や事業・組織運営の
8 主体として関与することが重視されている。住民同士の支え合い（共助）の仕組
9 みや、地域住民、企業、行政などが立場を越えて共に価値を創造する「共創」の
10 「場」をつくり、共創戦略を多くの人と共有することで、取組を地域に根付かせ、
11 持続性を高めようとしている。

12
13 ②地域経済循環と多面的な社会的効果の追求

14 事業を通じて地域内での経済循環（例：地域通貨、地産地消、地域農家支援）
15 を促進するとともに、単に経済効果だけでなく、高齢者の見守り、子どもの居場
16 所づくり、コミュニティ活性化などの地域の困り事解決や、住民の Well-being 向
17 上といった多面的な社会的価値を生み出すことを目的としている。

18
19 ③地域の特性と課題に応じたアプローチ

20 各地域の地理、人口構造、産業、文化などが異なるため、例えば農山漁村にお
21 いては、農山地等の利活用・保全が生活の持続性の確保につながる課題であるこ
22 となど、その地域固有の課題に応じ、単一のモデルではなく、課題解決に強みを
23 有する連携主体（行政、企業、NPO、住民など）とその連携手法形態（出資、協定、
24 事業委託など）がとられている。

25
26 ④外部資源（人材、資金、ノウハウ・情報）の戦略的活用

27 地域外の大企業やスタートアップ、大学、研究機関、金融機関、プロフェッショナル人材などの専門家などとの連携や、地方創生ファンド、企業の本業益の活
28 用、民間からの投資や寄付といった外部の資金を呼び込むことで、地域内にない
29 視点やノウハウ、事業拡大に必要なリソースを獲得し、地域のポテンシャルを引
30 き出そうとしている。

31
32 ⑤デジタル技術の戦略的活用とデータ連携

33 デジタルプラットフォームによる効率的なマッチングやサービス提供、人流データや困りごとデータの活用による政策立案（EBPM）や課題特定、AI やドローン
34 といった先端技術の導入により、地域サービスの質の向上や新たな価値創出、関
35 係者間の連携強化を促している。

1 **⑥持続可能な事業・組織運営モデルの構築**

2 会費や利用料収入、指定管理料、エネルギー事業収益、他の自治体への技術提
3 供によるライセンス料など、経済的な自立と事業の継続性を確保するための多様
4 な財源確保策を講じようとしている。

5

6 以上を総じてみれば、地域課題に対して単に行政サービスを補完するのではなく、
7 住民や企業等が主体となり、多様な主体と連携することで、地域の可能性を最大限
8 に引き出し、経済的にも自立した、持続可能で活力ある地域社会を築くことを志向
9 していることが描出できる。

10

11 次章では、このことを念頭に、地域生活圏形成に必要な共通する要件を掲げる。

12

5. 先進事例にみる地域生活圏形成に必要な要件

第2章で述べたように、これから時代が要請する地域生活圏形成の必要性や第3章で記した本委員会の議論の経緯、及び第4章で記した全国各地の具体的な先進事例に共通する要件として、以下の（1）～（6）を掲げる。

（1）地域生活圏の捉え方

「共助」の活動を通じた日常生活サービスの持続化を実現するためにも、市町村界を越えて日常の生活実感や経済活動のまとまりを有する圏域を「地域生活圏」と観念し、これから地域社会の新しい原単位と捉えることが必要である。

この点、市町村界などの自治体の行政区域にとらわれない圏域概念であり、かつ、各地域の特性に応じて圏域の広がりも多様であることも踏まえ、広く国民に分かりやすく周知する必要があることから、その概念を国土計画体系に位置付けることを検討すべきである。

また、都道府県域を越える広域圏（「第1層」：第1章参照）と地域生活圏の圏域は、相互にその機能を補完し合う関係にあることから、併せて「第1層」の圏域についてもその圏域概念を同体系に位置付けることを検討すべきである。

こどもから高齢者まで日常の登場人物を増やし、一方で、地域外からも投資（ヒト・カネ・情報）を呼び込み、農業や観光、空き家・空き地の活用など地域資源の付加価値の向上と日常生活サービスの提供との両立と好循環を実現するための方策を検討すべきである。

なお、第1章で示したように、広義の地域生活圏の中には、中山間地域等を含め、第一次産業を生業とする農山漁村が含まれる。人口減少・高齢化による存続の危機にあるこれらの地区は、農山地の荒廃、鳥獣害の増加を防ぐことが、生活を守ることにつながる。これらの地区の中核産業は農林水産業であり、都市部とのヒト・カネ・情報の循環・共創の中で、付加価値の向上や他産業との連携を図ることで当該地区の暮らしが成り立つとともに、地域生活圏全体も豊かになることにも留意すべきである。

（2）地域の構想（ビジョン）と「場」づくり

地域資源の付加価値を高めつつ、地域交通、空き家・空き地、買い物、医療・介護、教育など地域課題の解決と日常の生活関連サービスの持続性を確保するためには、これらに関わるステークホルダーを含む地域の関係者間での価値共有が重要である。このため、地域生活圏の圏域内で目指すべき姿の構想（ビジョン）やそのために実施すべき具体的事業の実施等について大方針や方向性を意思決

1 定するような、官でも民でもない「場」を構築することが必要である。

2
3 ○ こうした「場」の構築に当たっては、座組の中に誰がなるかは地域の実情に
4 よって異なるが、需要者目線での事業対応力が早い民間事業者が中心となって、
5 社会的信用が高い地元自治体、地域内の経済や産業構造等の情報が集まる地方銀行
6 ・信用金庫などの地域金融機関や、地域の人材育成を担う大学などの教育・研
7 究機関等が連携して取り組むことが重要である。

8
9 ○ また、例えば、地域生活圏の圏域内における価値共有のため、目指すべき姿（ビ
10 ジョン）を「共創戦略」（基本方針）として策定し、かつ、各ステークホルダーが
11 担う役割の明確化を行うことは、地域の総意を確認するプロセスとなるという意
12 味合いも含め、一定の有効性があると考えられる。

13 (3) 事業の実施主体・事業計画

14 ○ 地域生活圏において社会課題解決を志向する民間事業者等の事業実施主体は、
15 第4章でみたように、地域の共同体を形づくるもの、地場企業が牽引するもの、
16 リビングラボ等の形で展開力のある企業が実施するものなど様々なバリエーシ
17 ョンがあり得ることを念頭に置く必要がある。

18 ○ その上で、スピード感や柔軟性をもって、かつ持続的に事業を行う観点からは、
19 こうした取組を通じて「社会性」（地域課題解決）と「経済性」（事業経営や地域
20 経済循環）の両立を図る民間事業者（=ローカルマネジメント法人）に対して、
21 当該事業に対する様々なインセンティブ措置や、地域社会の信頼・信用が付与さ
22 れるような仕組みを構築することで地域生活圏の形成を実現することを目指す
23 べきである。

24 なお、ローカルマネジメント法人は、一つの地域生活圏域内に一つとは限らず、
25 複数の法人が存在し、かつ、それらが和集合として地域生活圏域を形成していく
26 ような姿を見立てる視点が必要である。加えて、まずは小さな取組からでもスタ
27 ートしやすく、地域内で取組を育てていくような環境づくりも必要である。

28 ○ こうした事業主体は、広域性や分野横断性、長期持続性を戦略的に考案しながら
29 個別のプロジェクトごとに事業計画を策定し、当該事業計画を国等が評価する
30 ことで、各種のインセンティブ措置が発動されるような仕組みづくりの検討が有
31 効である。

32 (4) 事業に対する国及び自治体の評価

33 ○ 国等は、(3)の事業実施主体が地域課題解決につながるものとして取り組む
34 場合には、当該事業の「社会性」（地域課題解決や生活関連サービスの持続性）を

1 「公共貢献」と捉え、地方振興に資するものとして、これを積極的に評価する仕
2 組みを構築することが必要である。

3 この「公共貢献」の評価に当たっては、社会的インパクト⁷の可視化に資する取
4 組も重要であることから、国等の各種実証事業の活用も含め、関係省庁が連携し
5 てこの一助となるような施策の検討を行うことが必要である。

6

⁷ 短期・長期の変化を含め事業や活動の結果として生じた社会的、環境的なアウトカム（変化・効果）。

1 ~コラム4~

2 「地域生活圏における拠点（場・施設）のあり方」

3 (地域生活圏専門委員会 神田 佑亮 委員)

4
5 我が国全体が人口減少フェーズに転じ、特に地方部は明るい将来を創造しづら
6 くなってきた。人口減少下では、より効率的な集積を求めて、都市部への一極集
7 中の圧力がかかってしまっている。

8 ただ、ビジネスや産業の面において、地方部は何もかも非効率で条件不利なの
9 だろうか？地方には地方なりの強みが存在する。「地域課題」との距離が近く、そ
10 の構造を把握しやすい。顔の見える関係性も強みであり、調整コストが低く、組
11 織をまたがる意思決定が求められる際のスピードは早い。フィールドテストでき
12 る土地や空間も豊富である。国内をみても、同様の地域課題を抱える地域は多く、
13 換言すれば水平展開による量的なビジネス展開も期待できる。ビジネスが成功し
14 やすい要素が揃っており、達成感や働きがいにもつながる。

15 これまで、地域が抱える課題を公にすることに対しては、一定の抵抗感があつ
16 た。しかし今後は、課題を積極的に示し、「解決したい」という明確な意思を表明
17 することが、課題の解決と産業活性化へつながり得る。都市部に集中する大企業も、ソリューション開発のための現場や投資先を求めている。現に、そのよう
18 なアプローチで取り組み、大規模な企業からの投資や人材の派遣を得て、成果を
19 挙げている地域も出てきている。

20 それを促進するためには、課題とソリューション開発の拠点や交流の場を整備
21 することが求められる。理想的には、それを地域の中心部や交通の拠点に配置す
22 ることで、地域の中心部の活性化にも寄与し得る。加えて、住環境の整備も並行
23 して進めることで、人口の定着も期待できるのではないだろうか。

1 ~コラム5~

2 「地域生活圏における合意形成プロセス」

3 (地域生活圏専門委員会 水谷 香織 委員)

5 これから約100年で、日本の人口は現状の2分の1（出生率の減少を考慮する
6 と10分の1）にまで急減するという推計がある。当然、現在の社会システムや
7 インフラは、いずれは持続が困難になるであろう。こうした未来を前に国民が安
8 全に、安心して、幸福を実感しながら生き生きと暮らすためには、新たな地域生
9 活圏（＝日常生活や経済活動のまとまりを有する圏域）の形成が求められる。地
10 域生活圏における合意形成は、この認識を共有するところから始まる。

11 地域生活圏の形成には、事業主体に大きな期待が寄せられる。中心メンバーと
12 の密なコミュニケーションに始まり、組織内での合意形成、取引先や外部団体、
13 地域リーダー、さらには地域住民との関係構築へと広がっていく。想いや正確な
14 情報を伝え、相手の期待や懸念に耳を傾けながら信頼を重ねていくことが理想で
15 はあるが、高度なコミュニケーション技術とコストを要するため、良い塩梅が見
16 つかると良い。特に、新たな取組は容易には受け入れられにくいため、小さな試
17 行から始め、成果と課題を共有しながら段階的に拡大していくことが現実的である。
18 やがて地域に不可欠な存在となり、自治体の正式な意思決定プロセスに乗せ
19 ることで制度化が可能となる。

20 地域生活圏が形成された後は、意思決定すべき事項と意思決定権者、利害関係
21 者を明確にし、関係者の意向を丁寧に聴き、前向きかつ創造的な議論を積み重ね
22 ることが重要となる。プロセスの設計に当たっては、目的、関係者、前提情報、
23 成功ビジョン、共有すべき情報、論点、適切なコミュニケーション手段を整理し、
24 主たる関係者と共有することが重要である。

25 地域生活圏の形成とは、自ら新たな地域社会の秩序を創出する営みでもある。
26 社会の合意形成はこの創造的な時代を支え、全国で活躍しているファシリテーター
27 はその助産役を担うだろう。対立が生じた際に備えた調停の仕組みや、最終的
28 な意思決定権者の明確化も、あらかじめ準備しておくことが望ましい。「私た
29 ちはできる」という高いコレクティブ・エフィカシー（集団的自己効力感）を持ち
30 続け、国民が生き生きと暮らす新たな国土形成に寄与できればと考える。

1 (5) ローカルマネジメント法人への支援の枠組み等

2 ①「公共貢献」の評価とインセンティブ措置

3 社会課題解決を志向する事業を行う民間事業者等の「公共貢献」を国等が評価す
4 ることにより当該事業に対する各種のインセンティブを付与する仕組みを構築す
5 ることは、事業の持続性を高める上で極めて効果的である。

6 当該インセンティブ措置としては、例えば、国の予算措置としての民のソフト施
7 策・拠点施設整備と、官のインフラ整備等の事業の一体支援スキームの創設や、観
8 光・空き地・空き家の活用を図るための補助金等の優先採択による資金調達・事業
9 運営支援、土地・建物に係る利活用の手続きなどの規制緩和、農山漁村の地域資源
10 の利活用の促進、地域の地場企業や大企業、スタートアップ企業などそれが事
11 業参画しやすくなるような税制優遇等による事業環境への支援⁸はもちろんのこと、
12 国による事業認定や新たな表彰制度の創設など、地域社会における事業実施主体へ
13 の信用・信頼の付与などを検討する必要がある。

14 この点、先に述べた各圏域間の相互補完の必要性の観点からも、都道府県域を越
15 えて民間事業者等が取り組もうとする事業についても併せてその支援の枠組みを
16 検討するとともに、関係省庁等の予算制度とも連携する形で、「公共貢献」に対する
17 インセンティブ措置としてパッケージ化することに加え、規制緩和等により利活用
18 が進む施設に対しても縦割りではない予算支援が可能となるような仕組みの構築
19 も有効な手法として検討を進めることが必要である。

20 このほか、以下に掲げるような、ファイナンス、人材育成・コミュニティ形成の
21 視点からの支援方策の検討や、関係省庁や国の出先機関、経済界や大学などの教育・
22 研究機関、自治体などと連携し、地方創生に資するファンドや地方創生に資する事
23 業を構想できる人材育成のための官民プラットフォームの創設を検討する必要が
24 ある。

25 ②ファイナンス

26 地域生活圈形成のための事業の持続可能性を担保するためには、事業の各段階の
27 ニーズに応じたファイナンス支援が必要である。

28 民間都市開発推進機構や、株式会社日本政策投資銀行その他の地方創生に資する
29 金融支援やファンド等の活用による民間投資の呼び込みにより、公的資金と民間資
30 金等を組み合わせる「ブレンデッド・ファイナンス⁹」がより効果的に機能するため
31 の支援策や、国による社会的インパクトの可視化に資する方策など、事業実施に必
32 要な投資を呼び込みやすくする環境の整備が必要である。また、先進的な官民連携
33 システムを構築した地域へのインセンティブ付けとして、多様な収入源のあり方の

⁸ 例えば、環境省の「地域循環共生圏」関連事業、経済産業省・中小企業庁の「ローカル・ゼブラ企業創出」関連事業、農林水産省の「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト」関連事業などとの連携が考えられる。

⁹ 公的資金を活用することで投資リスクの引き下げやリスクに対するリターンの改善を図り、民間資金の投資を呼び込みやすくするもの。

1 検討等も進める必要がある。

2 さらには、資金調達・運営面での投資家と当該事業を実施しようとする主体との
3 マッチングやコーディネートを行うことができる機能に着眼することも重要である
4 ことから、各事業規模に応じた具体的な事業組成や地域における金融人材の育成等
5 の観点も踏まえ、政府系金融機関、地域金融機関、民間の地方創生ファンド等も巻
6 き込んだ官民プラットフォーム（＝「地方創生ファンドプラットフォーム」（仮称））
7 の創設の検討が必要である。この点、各圏域間の相互補完の必要性や大資本を呼び
8 込む有効性などの観点から、当該プラットフォームは都道府県域を越えて民間事業
9 者等が行おうとする取組も射程とした設計とすべきである。

10

1 ~コラム6~

2 「地域生活圏の取組を支えるファイナンスと地域金融機関への期待」

3 (地域生活圏専門委員会 原田 文代 委員)

4
5 地域生活圏においてローカルマネジメント法人のような事業主体が進める取
6 組を支える資金調達、ファイナンスにはどのような形態が考えられるだろうか。

7 資金調達の際には事業の担い手、事業フェーズ、規模、リスク／リターンに応
8 じて様々なファイナンス主体、スキームが考えられる。例えば全く新しい技術や
9 アイディアを活用する、リスクが高い事業には返済を前提としない補助金やクラ
10 ウドファンディング、またはベンチャーキャピタルのような高リスク高リターン
11 のエクイティ性の資金が主体となる。事業が一定の規模に達し、安定した収入と
12 返済能力が見込める段階になれば金融機関からの融資も可能となる。インフラ事
13 業ではプロジェクトファイナンスやPFI等、長期の調達手段の検討も必要になっ
14 てくる。資金調達においては事業の特性に見合った適切なファイナンスを見極め、
15 資金の出し手を呼び込んでいくことが重要である。また、地域におけるプロジェ
16 クトの社会性、リスクの多寡を鑑み、公的資金がリスクを負担することで民間の
17 資金を呼び込む「ブレンデッド・ファイナンス」も有効であろう。

18
19 このように資金の性格や出し手は様々であるが、地域生活圏を形成する事業に
20 おいて地域金融機関が担う役割は大きい。地域金融機関は企業・個人取引を通じ
21 地域のステークホルダーと「顔の見える関係」を築いている。多数の地域金融機
22 関が資金供給に加えコンサルティング機能を発揮し、新規分野への進出や販路開
23 拓等の事業支援、事業承継に向けた人材マッチング等に積極的に取り組んでいる。
24 地方銀行等が地域商社を設立し、地域の魅力ある產品等を大都市圏や海外に届け
25 る取組や、不動産を利用したファンドを組成し地域企業の事業承継や成長資金提
26 供、広域観光を支援する事例も多い。地域金融機関には地域の事業にファイナン
27 スとナレッジを提供し、自らも事業の担い手となっていく、地域生活圏における
28 主要プレイヤーの役目をより一層果たしていただくことを期待したい。

1 ③人材の育成・確保とコミュニティづくり

2 (プロフェッショナル人材の地方への環流促進)

3 地域生活圏における構想（ビジョン）を実現するためには、地域に根ざした老舗
4 企業やローカル・ゼブラ企業等の「公共貢献」の取組はもちろんのこと、グローバ
5 ルな視点・思考で展開するファイナンスやプロフェッショナル人材を有する企業等
6 の取組も重要である。

7 地域課題解決の方策がスピード感をもって対応され、他地域への展開に資するメ
8 リットも考えられることから、本業ではなく副業として行う取組を様々な企業が持
9 ち寄ってスケールメリットを発現する効用も念頭に置いた上で、全国に展開する企
10 業の関与を促すインセンティブ付けなども合わせて検討する必要がある。

12 (二地域居住・関係人口)

13 外部人材との協働・共創を促進する観点から、大都市で活動する経営人材やクリ
14 エイティブ人材のようなインターープレナー（越境人材）を呼び込むためには、二地
15 域居住政策や複業・副業を促進する方策をより一層進める必要がある。

16 また、リタイア期を迎えたシニア世代についても、現役時代に大都会等で培った
17 多くの社会経験やノウハウを有しているため、こうした人材が地域生活圏の形成に
18 資する事業の中核人材となったり、あるいはアドバイザーとして活躍したりするこ
19 とが期待される。

20 二地域居住を希望・実行している者と受け入れ地域の人材ニーズとのマッチング
21 などの方策についても検討が必要である。

22 二地域居住者を含めた「関係人口」は、生活関連サービスの担い手の確保という
23 面のみならず、地域に根ざした外向的な人材と協働・共創して地域内外をつなぐコ
24 ーディネート役を担う可能性もあることから、地域資源の新たな付加価値創出の面
25 でもその効果が期待できる。このため、地域の担い手となる人材育成の観点から、
26 効果的な財政支援も含めた検討が必要である。

28 (産官学共創のコミュニティづくり)

29 自然資本も含めた地域資源の高付加価値化を「稼ぐ力」として広域に波及させる
30 ためには、テストベッドやリビングラボのような産業イノベーション拠点の形成が
31 有効である。このためには産官学共創のコミュニティづくりが必要であり、これを
32 後押しするための方策を検討する必要がある。

33 また、「公共貢献」につながる事業を構想できるプロフェッショナル人材を育成
34 するための地域のコミュニティとして、あるいは内外の人材の交流の場として、大
35 学などの教育機関や研究機関を核とする中間支援組織も参画した官民プラットフ
36 ォーム（＝「地方創生人材育成プラットフォーム（仮称）」）の創設の検討も行う必
37 要がある。この点、各圏域の相互補完の必要性や大都市部と地方部の人材交流の活
38 発化を促進する必要性から、当該プラットフォームは都道府県域を越えて民間事業
39 者等が行おうとする取組も射程とした設計とすべきである。

1 ~コラム7~

2 「地域生活圏と関係人口、都市と農村部の一体的圏域形成」

3 (地域生活圏専門委員会 田中 輝美 委員)

4
5 長期的な人口減少の局面を迎えた日本社会で、減少をできるだけ食い止めていく重要性は、今後も変わらない。その一方で、人口が減少しても希望ある社会をどうつくっていくのか、という問い合わせも、同じくらい重要な要素になってくるだろう。

6
7 その際のキーワードの一つが、関係人口という新しい主体だと考えている。実
8 は何人から「関係人口」という言葉より、二地域居住の方がイメージしやすい」と
9 言われたことがある。週末に都市と地方を行き来するライフスタイルは着実に
10 広がっており、都市に立地する企業に勤めたまま、地方で仕事をする「転職なき
11 移住」への注目も高まっている。その反対に、都市で暮らす人が地方の企業に勤
12 務するケースも見かけるようになった。こうした働き方が柔軟になることで、二
13 地域居住は実践しやすくなっている。

14 人口が集中している首都圏と地方の間の関係人口や二地域居住に目が向きが
15 ちだが、もっと、一人ひとりの暮らしや活動に根ざした圏域を設定する方が現実
16 的だろう。それこそが地域生活圏であり、結果として、都市と農村の一体的な圏
17 域が立ちのぼってくるのではないだろうか。

1 **④関係省庁と連携したワンストップ体制の構築等**

2 上記に掲げた「地方創生ファンドプラットフォーム（仮称）」や「地方創生人材育
3 成プラットフォーム（仮称）」の創設など地域レベルにおける官民連携の枠組みの
4 検討に加え、国としては、地域の現場に至るまで、関係省庁における既存の枠組み
5 も柔軟に活用しながら省庁横断的に地域生活圏の形成のための事業を実施しよう
6 とする民間事業者や自治体などからの相談にワンストップで対応できる体制を整
7 えることも望まれる。

8 また、全国的な国土形成の視座から、広域的な機能の分散や連結強化から日常的
9 な生活のレベルまでに至る相互補完の必要性を踏まえ、上記の地域レベルの官民連
10 携の枠組みについて、中央省庁や経済界等が各プラットフォームの運営の大方针の
11 決定や全体マネジメントなどを行う全国規模の官民連携プラットフォームの枠組
12 みの構築の検討も行うべきである。

13 **⑤ソフト・ハードの一体支援**

14 買い物、地域交通、医療などのサービス（ソフト施策）と社会資本整備（ハード
15 施策）は、各圏域が有する地域資源を活かしながら生活サービスを持続可能にする
16 ために密接に関連するものであることから、その支援対象期間等も含め、でき得る
17 限り一体的な支援策を講じる仕組みの検討を行なうべきである。

18 **⑥デジタル公共財の活用との連携**

19 地域交通分野などで導入が進むデジタル公共財は、多様なサービスを横断的に連
20 携するために有効なツールとなる。自治体や民間企業、住民等が共通の地域課題解
21 決に向けた取組を持続的に行なうため、また地域を越えた広域連携の基盤を構築する
22 ためにも重要であり、各主体が保有するデータの共有化も含め、デジタル公共財の
23 導入を進めるための連携施策が必要である。

24 **⑦社会資本の整備等との連携**

25 地域経済や生活環境を持続可能とするためには、いわゆるソフト施策だけでなく、
26 道路整備や流域治水対策など日常生活を支える社会資本の整備（いわゆるハード施
27 策）も極めて重要であり、地域生活圏形成の観点から、ソフト施策とハード施策一
28 体となった施策連携を推し進める必要がある。社会資本の整備・維持・活用につい
29 て、地域の主体とともに構想段階から受益と負担のあり方などについて考えること
30 も必要となる。

31 また、上下水道においては、人口減少やインフラ老朽化が進む中で、災害に強く、
32 持続可能な上下水道の機能を確保するため、ウォーターPPP¹⁰を始めとした官民連携

¹⁰ 公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式の総称。同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式は、水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

1 や上下水道施設等の再編、DX導入等、上下水道が一体となって、事業の効率化・高
2 度化を図ることで基盤強化を推進することが重要である。

3 このうち、上下水道施設等の再編については、基盤強化のため、地域の実情を踏
4 まえて、広域化を推進しつつ、平時の効率性と災害時の迅速な復旧の観点も考慮し、
5 分散型システムを必要に応じて活用することが考えられる。

6 加えて、自然資本は、健康増進など国民の暮らしの向上や、にぎわい創出に代表
7 される地域経済の活性化などの多様な機能を有することから、グリーンインフラ¹¹
8 として効果的に活用することも重要な視点である。

¹¹津波水害低減等の気候変動に伴うリスクや、生物多様性損失のリスクを低減することに加え、健康増進、地域コミュニティ醸成、景観形成など国民の暮らしの向上や、地価上昇、地域の賑わい創出に代表される地域経済の活性化など、多様な効果の発現が期待できるものである。我が国では、第二次国土形成計画（全国計画、平成27年8月14日閣議決定）において、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラに関する取組を推進することが盛り込まれた。

1 ~コラム8~

2 「地域生活圏におけるデジタル活用」

3 (地域生活圏専門委員会 櫻井 美穂子 委員)

4
5 デジタル技術は、人々の生活を豊かに、一人ひとりのニーズに寄り添いながら
6 日々の暮らしの質を上げていくために使われるべきである。デジタル活用の議論
7 は、手段が目的になりがちなので、あくまで“手段”としてどう使うのかを考え
8 る必要がある。

9 地域における人ととのつながりを重視したり、コミュニティ意識が高い人ほど
10 デジタル活用に積極的な姿勢を示す傾向がある。地域の祭りやイベントといった、一見デジタルとは関係のなさそうなことが、実は人々のデジタル活用意欲との親和性が高い。

11 地域コミュニティのエンゲージメントを高めたり、実践知を共有したり、スー
12 パーローカルなデータを活用して新しいサービスを創出したり、一人ひとりのニ
13 ズに寄り添ったパーソナライズされたサービスを提供するためにデジタルを
14 使いたい。データ活用のルールやガバナンス、ユーザー認証、同意管理のあり方
15 などについては地域で共通に持ちたい。

16 こうした共通ルールの形成には、デジタル単体の議論ではなく、地域生活圏全
17 体の視座に基づく設計が求められる。この観点から、地域の全てのステークホル
18 ダーのハブとなるローカルマネジメント法人の位置付けと運営が、豊かで持続的
19 な地域生活圏におけるデジタル活用の成功要因の一つになると考えられる。

20 地域の文脈を理解しながら、そこに暮らす一人ひとりのニーズに、きめ細やか
21 に対応するデジタル活用を目指したい。

1 (6) 「地域力を活かす」国土形成の理念の再構築（リデザイン）とその実践

2 ○ 国土全体にわたり、個々人が楽しく生き生きと安心して暮らし続けるためには、
3 「共助」の活動を通じた一人ひとりのつながりや新たなコミュニティを生み出す
4 関係性の連鎖により、将来不安や孤独感を解消することにつなげていくことが重
5 要である。

6 ○ 前回の国土形成計画が策定された平成 27 年当時と比べると、持続可能な地域
7 づくりは待ったなしの状況であり、さらに加速度を増して進む人口減少社会にお
8 いて、地域生活圏の形成を前提とした国土形成とするため、「共助」の理念や地域
9 生活圏の理念等を対外的に明示するなどの検討が必要である。

10 ○ また、昨今では、生活に必要な社会資本整備の面でも、従来は大半を公で担っ
11 ていた上下水道などのインフラマネジメントにも民間事業者のノウハウ等を活
12 用することが有効な方策の一つとして考えられている。

13 加えて、道路を核とするまちづくりへの地域コミュニティの主体的な参画など
14 も見られる。

15 ○ そもそも地域の持続可能性を高めるためには、第 1 章で記したように、「シ
16 ュムレスな拠点連結型国土」の構築に向け、広域レベルの高次の都市機能から、生
17 活に身近な地域のコミュニティ機能までの重層的な生活・経済圏域が各階層間で
18 相互に機能を補完し合う観点が重要である。特に、地方の中核都市を核とした圏
19 域（「第 2 層」：第 1 章参照）と小さな拠点を核とした圏域（「第 3 層」：第 1 章参
20 照）、言い換えれば、都市部と農山漁村部の一体的圏域の形成は、新たな国土政策
21 の真骨頂であり、この一体的圏域を地域生活圏としてその実践方策を深める必要
22 がある。

23 ○ このため、国家的プロジェクトから小さな拠点を核としたプロジェクトに対する
24 ものまで、国土形成の実現のために必要な制度体系の構築や各階層の特性に応
25 じたソフト施策・ハード施策の一体的な支援策等の検討が必要である。

26 ○ 以上の方向性に沿った今後の具体的な制度設計の方向性は、<図 5>に示すと
27 おりである。全国津々浦々の地域課題の解決は急務であることや、近年の巨大災
28 害リスクの高まりと切迫性なども十分に踏まえ、新たな制度設計を待たずとも、
29 POC（概念実証）の観点からも、スピード感を持っていち早く民間事業主体等がそ
30 の実践に挑戦する取組を支援することも併せて検討を要する。

31 ○ 政府が、本報告書を受けて今後の施策推進を目指す時間軸の観点では、まず速

1 やかにとりかかるべきこととして、(5)③に掲げるファンド・人材育成等の官民
2 プラットフォームの創設に向けた検討が考えられる。また、関係省庁も含めた既
3 存の予算事業等の利活用により、具体的な制度構築に先んじて、ローカルマネジ
4 メント法人に対する支援の事業推進や社会的インパクトの可視化に資する取組
5 などに着手することが考えられる。

6 ○ その後、各種の既存制度や枠組み等を活用して国土形成理念の概念実証の効果
7 も踏まえ、新たな制度の再構築（リデザイン）の検討を行うことが必要である。

8

9

10

1 <図5> 地域生活圏の新たな制度設計に向けたイメージ

地域生活圏の新たな制度設計に向けたイメージ



1 <参考>

2 「地域生活圏と地域循環共生圏創造のプロセスについて」

3 (環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室)

4
5 地域循環共生圏とは、地域の主体性を基本として、地域資源を持続的に活用して環境
6 経済・社会を統合的に向上していく事業を生み出し続けることで、地域課題を解
7 決し続ける「自立した地域」をつくるとともに、それぞれの地域の個性を活かして地
8 域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」の実現を目指す考え方
9 であり、第五次環境基本計画（平成31年閣議決定）に提唱された。

10 地域循環共生圏は持続可能な社会が実現した我が国の姿を示したものであり、地域
11 生活圏の考え方と方向性を一にするものであると考えられるため、「地域循環共生圏
12 づくりの手引き（令和6年4月）」も踏まえ、その形成プロセスについて紹介する。

13 地域循環共生圏創造のプロセスは、地域の多様なステークホルダーが主体的に対話
14 と協働を行い、地域課題を解決する事業を生み出し続ける場や仕組みである「地域プ
15 ラットフォーム」を構築することと、「地域課題を解決する事業の創出」の両輪で発展
16 していくものとして整理している。地域プラットフォームでは、地域資源や地域課題
17 を整理した上で、ありたい未来（ビジョン）を描き、ありたい未来と現状のギャップ
18 を把握する、バックキャスティングのアプローチにより、地域の構造を可視化・言語
19 化する作業を重要視している（地域の構造をまとめた一枚図を「マンダラ」と呼び、
20 その作成を推奨している）。その上で、ありたい未来と現状のギャップを埋めるよう
21 な事業・取組を行う事業主体を発掘し、事業化に導く仕組みを整えることで、事業を
22 生み出し続ける循環を作っていく。

23 地域プラットフォームの単位は市町村にとらわれず、集落・学区規模から複数市町
24 村が連携した広域のものまで様々である。また地域プラットフォームの運営主体は
25 官・民を問わず、その形態や機能も地域の状況により異なるが、共通のビジョンを持
26 ち地域課題を解決する事業を生み出すことを目的とした、多様な立場の主体が協働す
27 る場である点は共通していると言える。

28 また、地域循環共生圏においては、生み出される事業の条件について以下の通り整
29 理している。

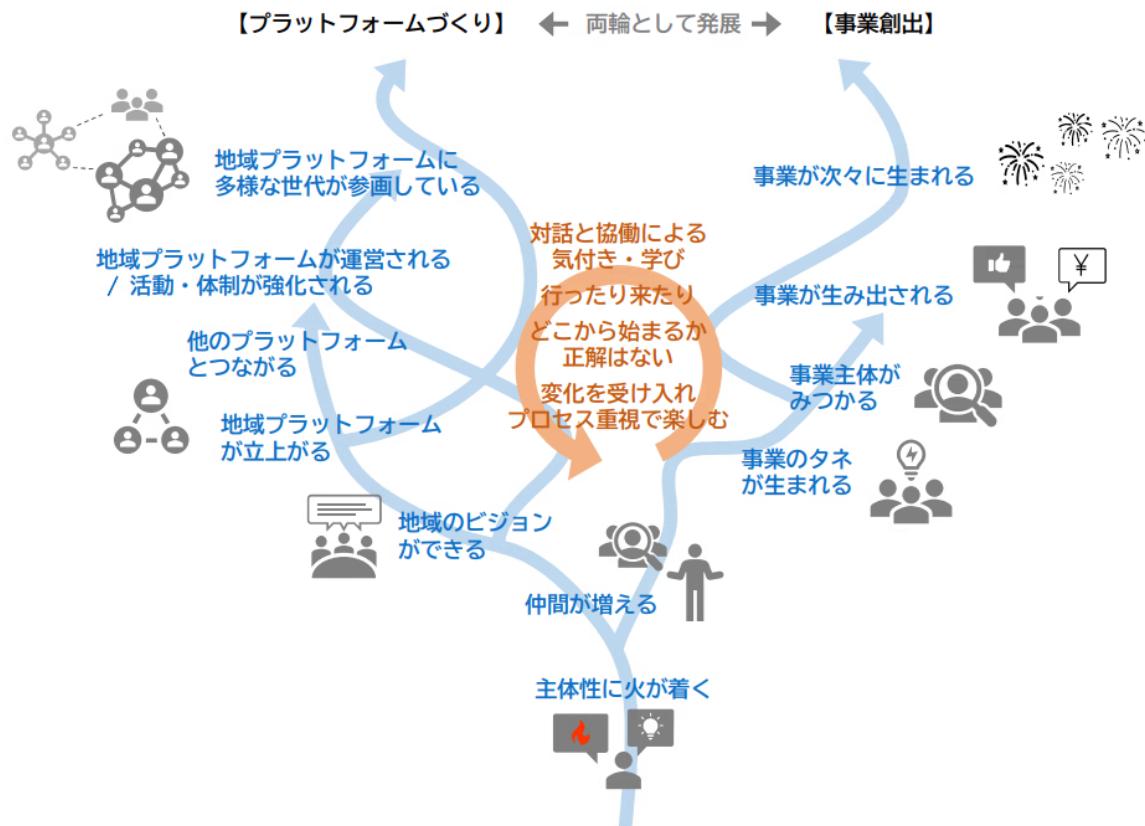
- 30 ① 地域資源（人・モノ・金・情報）を持続可能な形で活用している。
31 ② 地域の環境・社会・経済課題の同時解決をする（統合的に向上する）。
32 ③ 採算性が考慮され、一定の継続性が見込まれる。

33 さらに、稼いだお金を地域内で循環させ、流出を最小限に抑える「地域経済循環」
34 を強くするような事業を検討することも重要な特徴である。環境省では、地域経済循
35 環構造や地域の強み・弱みを可視化するツール（地域経済循環分析、地域指標分析）
36 を無償で提供している。

1 地域生活圏において、官民プラットフォーム（「場」）の構築やビジョンの策定、事
2 業主体の明確化等の必要性が示されているが、これは地域循環共生圏における、地域
3 プラットフォームの構築や地域の構造（課題や資源、ビジョン）の可視化、事業主体
4 の発掘と応援といったプロセスと重なるものである。また、地域経済循環の重要性な
5 ど、基本となる考え方にも共通点が見られる。そのため、地域循環共生圏創造に向け
6 た実践事例等を踏まえ、地域生活圏の形成に向けた検討を行うことが重要だと考えら
7 れる。

8

9 地域循環共生圏づくりのプロセスのイメージ（通称：火焰型土器モデル）



1 <参考>

2 「地域生活圏の関係者を巻き込んだ農山漁村の振興」

3 (農林水産省農山村振興局農村計画課農村活性化推進室)

4 農山漁村においては、都市部に先駆けて人口の減少・高齢化が進行しており、集落
5 機能の低下により、草刈りや泥上げといった農業者が共同で行ってきた活動が停滞し、
6 農業生産活動に影響することや地域コミュニティの維持等に支障が生じることが懸
7 念されている。農山漁村の地域コミュニティを維持していくためには、農村へ人を呼
8 び込み、関係人口を創出・拡大することが重要である。

9 このため、農林水産省では、「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームを令
10 和7年2月に立ち上げた（企業等約480団体、自治体約60団体の参画（令和7年5
11 月21日時点））。本プラットフォームでは、都市部や市街地の企業のCSV活動や研修
12 等による持続的な農村への社員派遣、官民の副業促進等について議論するとともに、
13 情報発信や優良事例の普遍化を行っていく。

14 また、より多くの企業が農山漁村に関わってもらうため、農山漁村での案件形成に
15 係る民間資金・人材の確保を促進するため、ネイチャーポジティブ、Well-beingの向
16 上など農山漁村における様々な取組に対する「インパクト」を可視化した、「農山漁
17 村」インパクト可視化ガイドスを令和7年3月に取りまとめた。今後、農山漁村の
18 課題解決に貢献する企業等のインセンティブをより向上できるよう、国として企業等
19 の取組により創出されたインパクトを認定・証明する仕組みを検討していく。

20 これらの取組は、農山漁村の課題は都市部を含む全ての住民にとっての課題である
21 という共通の認識を見出すきっかけとなるものであり、都市部と農山漁村が一体的圏
22 域となった地域生活圏を形成していく上でも効果的であると考えられる。そして、農
23 山地の荒廃や鳥獣害の増加等の農山漁村の課題の解決、農地を活用した農業体験及び
24 滞在型市民農園などの市民農園や体験農園の整備、地域資源を活用した農泊等による
25 誘客の促進等の取組により、地域生活圏内でヒト・カネ・情報の循環・共創や企業との連携が深まることが期待される。

26 【農山漁村に都市部の人材・企業が関わりを持つ事例】

27 農山漁村×都市部のオフィスワーカー・企業の例



JR東日本社員のさくらんぼ農家での
副業の様子



企業版ふるさと納税を活用した
援農ボランティアツアーワークの様子

農山漁村×観光事業者の例



地域資源の価値や魅力を活用して
地元関係者と観光業者等が協業

1 <参考>

2 「地域の社会課題解決に取り組むローカル・ゼブラ企業の創出・育成について」
3 (中小企業庁経営支援部商業課)

5 少子高齢化等の影響で人口が減少し、市場が縮小する時代において、公的セクター
6 (公助) や資本市場(自助)の間で拡大する「共助」の範囲を担う存在が地域には必
7 要である。これまで非営利セクターが担ってきたが、共助領域の拡大や技術の進展
8 に伴い、ビジネスの手法でローカル・ゼブラ企業が活躍できる領域も広がっている。
9 中小企業庁では、令和6年3月に「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」を策定
10 し、地域の課題解決と収益性の確保を両立させる、ローカル・ゼブラ企業の特徴とビ
11 ディネス上のポイントについて整理し、目指すべき社会の指向性を提示した。地域の社
12 会課題解決事業推進に当たっては、ローカル・ゼブラ企業が中心となって、解決を目指す
13 社会課題を明確にし、地域中間支援者や伴走支援者等の多様な関係者と、お互い
14 の強みを活かし有機的に連携して課題解決に取り組むエコシステムの構築・定着が重
15 要である。こうしたエコシステムが全国各地で構築されることによって、地域の包摂的
16 成長を実現していくことで、地方創生の実現にもつながると考えられる。

17 令和6年度、中小企業庁は同指針にのっとり、「地域の社会課題解決企業支援のため
18 のエコシステム構築実証事業（地域実証事業）」を実施した。本事業では、20の事
19 業を採択し、ローカル・ゼブラ企業が伴走支援者の支援を受け、地域課題の構造分析
20 や社会的インパクトの可視化等に取り組みながら事業を行い、事業計画や社会的イン
21 パクトの創出に向けた戦略をブラッシュアップすることで、新たな関係者との連携や
22 支援体制の強化などの事業実施における効果を検証した。また、実証事業を通じて、
23 ローカル・ゼブラ企業と域内外企業等が連携して、社会的インパクトを活用しながら
24 地域社会課題解決事業に取り組む先行事例の創出、ローカル・ゼブラ企業の事業領域
25 の類型化や経営資源が限られる中小企業・小規模事業者でも取り組めるインパクト測
26 定・マネジメント手法の整理を行った。

27 令和7年度は、ローカル・ゼブラ企業と中間支援組織が中心となって、域内外のス
28 テークホルダー（長く地域に貢献してきた地域の老舗・中核企業、社会的インパクト
29 に共感する大企業等）との事業連携や資金・人材面での協力を進め、ローカル・ゼブ
30 ラ企業を育成するエコシステムの強化を図る実証事業を行う。また、ローカル・ゼブ
31 ラ企業が活躍しやすい環境整備として、多様なファイナンス手法に関する検討や、資
32 金や人材確保のために必要な社会的インパクト評価の活用手法の整理、そして、地域
33 や業種を超えたローカル・ゼブラ・コミュニティの形成に向けて取り組む。

34 地域の課題解決事業に取り組むローカル・ゼブラ企業は、地域生活圏専門委員会で
35 検討されてきた、地域生活圏形成の中での担い手の一つとして期待される存在である。
36 この報告書の中でも、民間事業者による地域課題解決事業の評価や事業の各段階のニ
37 ーズに応じたファイナンス支援、プロフェッショナル人材の地方への環流促進等の必
38 要性が示されているが、これは前述のローカル・ゼブラ企業が活躍しやすい環境整備
39 における必要な要素と共通するものであるため、関係省庁で連携しながら地域生活圏
40 の形成やその担い手の育成に向けて取り組むことが重要である。

1 ~コラム9~

2 「地域生活圏における自治体のあり方」

3 (地域生活圏専門委員会 越 直美 委員)

4
5 全国の多くの自治体で人口減少が進む。人口減少により、自治体は厳しい財政
6 状況にある。歳入は、地方交付税、起債、景気回復等によって賄われている部分
7 もあるが、人口減少は、自治体にとって重要な独自財源である住民税の減少につ
8 ながる。一方、歳出は社会保障費を中心に増加している。そして、昭和の時代に
9 整備された公共施設やインフラは老朽化し、自治体は維持管理に四苦八苦してい
10 る。

11 このような状況下で、地域生活圏は、自治体にとっての活路となる。地域生活
12 圏の形成により、民間企業との公民連携や、他の自治体との広域連携が進めば、
13 住民が生活に必要なサービスを維持でき、住民が地域に住み続けることができる。

14 具体的には、自治体が行っている行政サービスを広域化や民営化することが考
15 えられる。近年、上下水道の老朽化が問題となっているが、人口減少により料金
16 収入が減少し、値上げとともに、水道の広域化や上下水道のコンセッション等の
17 取組が始まっている。今後の更なる人口減少を踏まえれば、周辺自治体や民間企
18 業と連携し効率化を進めなければ、インフラ維持はますます困難となろう。

19 また、民間企業が担っている交通、医療、スーパー等の住民が必要なサービス
20 についても、人口減少で存続が難しい地域がある。鉄道やバスがなくなった後の
21 デマンドタクシーや自治体ライドシェアなど、地域生活圏を通じたリデザインが
22 求められる。

23 これらの取組を進める上で重要なのが、生成 AI や自動運転を始めとするテク
24 ノロジーである。自治体単独での導入は難しく、民間企業とともに、住民の利便
25 性向上や人手不足解消のために、テクノロジーを活用することが必要だ。

1 おわりに

2
3 本報告書は、これまで10年の地方創生の反省をしっかりと踏まえた上で、『地方創
4 生2.0』を起動させるため、全国の好事例の「普遍化」や、「楽しい」と思える地方を、
5 民の力を活かして官民が連携して創り出していく必要性をうたつた。

6
7 今回まとめた地域生活圏の実装の方向性は、まさにこの『地方創生2.0』を国土政
8 策の視座から実現する方策となり得るものであると言えよう。

9
10 国土政策は、究極的には「人のため」に存在するものであり、その神髄は、将来長
11 きにわたって国土という限りある資源をどのように賢く使い、守り、育てていくか、
12 にある。

13
14 この点、物理的な国土の特性のみを捉えるのではなく、我々の日々の生活における
15 SNSなどあらゆる情報ツールの高度化・多様化や、AIなどの「シンギュラリティ」(技
16 術的特異点=人間よりも賢い知能を生み出すようになる時点)が到来する可能性もさ
17 さやかれる現代的事象への眼差しも向けなければならない。

18
19 また、近年では、地方部におけるいわゆるローカルスタートアップの設立が安定的
20 に増加傾向にあることから、若い世代の社会貢献への関心や意欲の高まりと相互に影
21 韻し合う好循環も期待できよう。

22
23 こうしたことも改めて念頭に置けば、コロナ禍を経て、人々の価値観ー人生の送り
24 方、暮らし方、働き方ーが変容しつつある「今こそ」が、本報告書でまとめたように、
25 地域生活圏を新しい地域社会の原単位とする『人と国土のリデザイン』を興すべき歴
26 史的地点と言えるのではないか。

27
28 政府においては、今後進められるであろう具体的な制度設計の検討について、
29 Methodology（方法論）のみに議論を矮小化してしまうのではなく、「我々は、我々國
30 民は日本の未来の国土づくり、国づくりについて一体何を目指しているのだろうか」、
31 と一貫して国土政策の原点に立ち返りながら、地域生活圏の実現のその先に見える日
32 本の地方の未来を切り拓く取組に尽力されることを切に願う。

33
34
35

36

1 国土審議会 推進部会 2 地域生活圏専門委員会 関係機関

3	4 内閣官房	5 国土強靭化推進室 6 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局 7 大臣官房 企画調整課 8 地方創生推進事務局 9 政策統括官（防災担当）付 10 民間資金等活用事業推進室 11 こども家庭庁 長官官房 参事官（総合政策担当）付 12 デジタル庁 国民向けサービスグループ 13 総務省 大臣官房 企画課 14 自治行政局 市町村課 地域力創造グループ 地域自立応援課 15 財務省 大臣官房 政策金融課 16 金融庁 総合政策局 総合政策課 17 文部科学省 大臣官房 政策課 18 厚生労働省 政策統括官（総合政策担当）付 19 農林水産省 農村振興局 農村計画課 農村活性化推進室 20 経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課 21 地域産業基盤整備課 22 イノベーション・環境局 GX グループ 資源循環経済課 23 商務情報政策局 情報経済課 24 商務・サービスグループ 参事官室 25 中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進室 26 商業課 27 国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課 28 環境政策課 29 交通政策課 30 公共事業企画調整課 31 国土政策局 総合計画課【事務局】 32 地方政策課 33 地域振興課 34 不動産・建設経済局 不動産業課 35 都市局 総務課 36 まちづくり推進課 37 都市計画課 38 道路局 総務課 39 道路交通管理課 ITS 推進室 40 住宅局 住宅戦略官付 41 物流・自動車局 物流政策課 42 観光庁 観光戦略課 43 観光地域振興部 観光資源課 44 環境省 大臣官房 地域政策課 地域循環共生圏推進室 45 株式会社 民間資金等活用事業推進機構
---	--------	--